

平成29年第1回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成29年3月8日 午前10時00分 開会
午後 4時12分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	山本英樹	2番	内野悦子
3番	川村優子	4番	西川朗
5番	増田順弘	6番	岡本吉司
7番	朝岡佐一郎	8番	西井覚
9番	藤井本浩	10番	吉村優子
11番	欠員	12番	赤井佐太郎
13番	下村正樹	14番	西川弥三郎
15番	白石栄一		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	総合政策企画監	本田知之
まちづくり統括技監	松倉昌明	総務部長	安川誠
企画部長	米井英規	市民生活部長	巽重人
都市整備部長	土谷宏巖	都市整備部理事	木村喜哉
産業観光部長	池原博文	保健福祉部長	水原正義
保健福祉部理事	岡幸子	教育部長	吉村孝博
教育委員会理事	和田正彦	上下水道部理事	西口昌治
会計管理者	下村喜代博		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	新澤明子	書記	吉留瞳

6. 会議録署名議員 6番 岡本吉司 10番 吉村優子

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

西井議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

まず初めに、東日本に甚大な被害をもたらし、多くの尊い人命を奪うとともに国民生活に多大な影響を及ぼした東日本大震災の発生から3月11日で丸6年となります。これより犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、ここで黙禱をささげたいと思います。議場内におられる皆さん、どうぞご起立をお願いいたします。

黙禱。

(黙 禱)

西井議長 黙禱を終わります。ご着席ください。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、9番、藤井本浩君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、藤井本浩君。

藤井本議員 それでは、皆さん、おはようございます。ただいまより一般質問を行わせていただきます。

私の質問の3点についてでございます。まず1点目、昨年度、市内中学校2校の普通教室に暑さ対策のためのエアコン設置をされました。その影響について、どういう効果が出たのかということについてお尋ねをするものでございます。

2点目は、国内また国際的な自治体間交流についてということについてご質問をさせていただきます。これにつきましては、ちょうど8年前のこの3月議会でも質問をさせていただいております。そのときの答弁と今回の答弁、どのような変化があるのか、どのように変わるのかということについて比べてまいりたいというふうに思います。

3番目は、地方自治法第96条第2項の運用についてということで質問をさせていただきます。これだけを読みますとわかりにくい部分がございますけれども、第96条第1項ということにつきましては、例えば予算なり条例を定める、また変更する等の議会として議決をしなければならないというものを法律で定められたものが第96条第1項でございます。第96条第2項と申しますのは、その自治体で任意にこれは議決案件にしようというものを定めるものが第96条第2項でございます。

この3点について、一般席より質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 それでは、まず1点目、中学校のエアコン設置による影響についてということについて、これは確認という意味で質問をまずさせていただきたいというふうに思います。

中学校の普通教室にエアコン設置、暑さ対策のためのクーラーということでご理解をいた

だきたいわけでございますけども、私自身も平成23年度から何度も何度もしつこいと言われるほど、教育委員会を初め要請または質問をしまいたところでございます。結果、昨年中学校に設置をしていただくということになりました。ここでは今回のこの議会で予算特別委員会もでございますので、その予算等についてふれるつもりもございませんけども、中学校に昨年エアコン設置をされた、その効果についてお尋ねをするものでございます。

地球温暖化に伴って、学習、学校環境というのは大幅に変化をしてきた。その中で猛暑日というものも増加して、この暑さ対策が急務という中で設置をしていただいたというところでございます。

まず1番目にお尋ねをさせていただきたいのは、奈良県の設置状況、県内の小・中学校の設置状況はどのようになっているのかというのをまず確認しておきたいと思っております。

西井議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 おはようございます。教育部長の吉村でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいまご質問の県内の小・中学校並びに高等学校の空調設備の設置状況につきまして、ご答弁をさせていただきます。

奈良県内の空調設備の設置状況でございますが、直近の文科省の調査結果の資料につきましては、平成26年4月1日現在のものとなっておりますので、これに基づきましてご説明を申し上げますと、普通教室と特別教室を合わせた空調設備の設置率でございますが、奈良県におきましては、公立の小・中学校の設置率は16.3%でございます。公立の高等学校におきましては40.5%でございます。葛城市におきましては、平成29年度に市内小学校5校の空調工事を実施させていただきますと、小・中学校の設置率は100%となる予定でございます。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 今、奈良県の公立高校の状況等についてご答弁いただきました。来年度4月からの平成29年度、小学校にもその計画をされている。しかし、このことにつきましては、来週に行われます平成29年度の予算特別委員会でお話をさせていただくということでございますので、これは置いておきたいというふうに思います。

今、奈良県の状況をお示しいただいたわけですが、それでは、昨年中学校の普通教室に設置をされた。設置をされて、暑さ対策のためのクーラー、いわゆる冷房です、これを使用したその使用基準について、どのような定めをもってされたのか、どういう利用をされたのかということについて確かめておきたいと思っております。

西井議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 ただいまご質問の空調設備の使用基準についてでございます。使用基準につきましては、葛城市立学校空調設備運用指針というものを設けまして、全教職員に周知をさせていただいております。この指針では、空調設備を適正かつ有効に使用してもらうとともに、生徒、教職員それぞれが省エネ、あるいは地球環境への配慮、生徒の健康等に対する意識をより一層高め、創意工夫した取り組みを推進するよう定めております。具体的には、夏季、夏場です、冬季におけます稼働期間や稼働時間、空調設備の温度設定あるいはカーテン等の活用、

換気、健康などへの配慮等について明記しております。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 今、空調設備の運用指針とおっしゃいましたけども、それを利用する指針というものを設けて、市内2校ですけども中学校で運用されているということをお聞きしました。具体的にもう少し教えてほしいのは、もっと具体的な基準、稼働期間とか温度設定というものをどのようにされているのかという、この辺までは知っておきたいと思います。

西井議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 空調設備の稼働期間並びに温度設定でございますが、夏季の場合、6月中旬から9月中旬を基本としております。設定温度は28度でございます。冬季の場合は12月から3月下旬を基本とさせていただきます、設定温度は18度でございます。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 わかりました。それでは、次に、そういう形で中学校に導入をされて活用している、利用している。実績は、まだ1年しかないわけですけども、エアコン設置、稼働によって、先生方、教師の方、また、生徒の方への影響というものについて、この本題になりますけどもお答えを求めておきたいというふうに思います。

その前に、この質問について私は何度も何度もさせてもらった中で、自分の議事録というものを読み返してみますと、平成25年度に質問したときに、1人で新宮市の方の学校を訪問させてもらったということをごここで話をさせてもらって、新宮市はエアコンを設置された。どういう効果がありましたか。一番よくわかるのが、給食の食べ残しが少なくなったとか、生徒たちのいらいら感がなくなった、もちろん教員の方の指導もしやすくなったといろんなこともお聞きしました。そういうことも議事録に残っているわけですけども、本市の場合、葛城市の中で今のような形で利用してどういうふうな影響が出たのか。例えば、こういう悪い方の影響でも結構でございます。どういうふうになったかということをお示しいただきたいと思います。

西井議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 ただいまご質問のエアコン使用による教師、生徒への影響についてでございます。地球温暖化に伴いまして、児童・生徒の学習環境は大きく変化しているところでございます。特に近年は猛暑日も増加いたしまして、暑さへの対策が急務となっておったところでございます。葛城市の小・中学校におきましては、平成23年度に普通教室に2台ずつ扇風機を設置いたしまして暑さ対策を行ってきたところでございます。

平成28年度に新庄、白鳳両中学校にエアコンを設置させていただき、ご質問の効果でございますが、7点ほどでございます。1点目でございますが、生徒、教師とも暑さに悩まされることなく落ち着いて授業に取り組み、学習への集中力や学習効果が高まっております。2点目といたしまして、各教室を閉め切っているため校舎内が静かになり、隣の教室の声や音を気にすることなく落ち着いて学習に取り組んでおります。3つ目といたしまして、暑さによ

ります体調不良を訴える者が少なくなり、給食もメニューに関係なく残す生徒が少なくなりました。また、夏ばて対策にも寄与していると思われます。4つ目といたしまして、体育の授業後の更衣をスムーズに行うことができ、次の授業の準備に早く移ることができております。5つ目といたしまして、文化祭や体育大会の準備、練習に際し、暑さの増す午後であっても精力的に活動することができ、練習後すぐにクールダウンして体力の回復を促すことができております。6つ目といたしまして、恵まれた環境で学習させてもらっているという自覚が生徒に生まれまして、それが学習に対する真剣さや積極性としてあらわれ始めているところでございます。7つ目といたしまして、涼しい環境を維持するために消費されるエネルギー問題に生徒の目を向けさせる契機となり、従来よりも学習に深まりと広がりが見られております。

以上、効果を挙げさせていただきました。ただし、今後エネルギー問題や地球温暖化の問題もありまして、教室内の室温の適切な管理、特別教室の授業時以外の冷房中止等のきめ細やかな対応が不可欠となっております。加えまして、外気の暑さに対する抵抗力、耐性をどのように育てるかといった面、冷房病対策など健康面の不安にも適切に対処していく必要があると考えております。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 今のご答弁を聞いて非常にうれしく思っております。これまでの質問の中でも、約5年間にかけて質問、要請、希望、要望を申し上げてきたわけですが、なかなか予算的な問題もあってここへ至らなかった。しかし、教育委員会の中では、やはり35度以上の教室になってしまうと、生徒、先生ともに集中力が欠ける、暑さにも限界があるというような言葉も加えながら答弁もいただいていた。健康面におきましても、数人ですけども、やはり健康を害する生徒も出てくるというようなことが解消されているということをお聞きして、非常にうれしく思っておるところでございます。

ここで、さきに県内の設置状況はどうなっているかということをお尋ねしたときに、公立の小・中学校の設置率は16%余りと非常に奈良県は低いと言われているわけですが、具体的に16.3%ということをお伺いいたしました。新聞等で見ますと、西日本では奈良県の設置率が低いんだということも新聞に掲載されたこともございます。ここで、私は昨日、本会議が終わってから12市の教育委員会にエアコンの設置はどのようになっていますか、どういう計画ですかというのを、昨日の本会議が終わってからですので、4時ぐらいから12市の教育委員会に尋ねました。

まず、今ついているところは、12市だけです、五條市の中学校だけです。これが奈良県内の市全体としてついているのが五條市の中学校だけと。桜井市では小学校の3校について設置をしていると。中身まで聞きませんでしたけども、工事等とあわせて設置をされたのであろうというふうに考えております。今後計画のあるところが大和郡山市なんです。大和郡山市さんは平成30年度をめどに、まず、中学校5校あるとおっしゃってましたけども、つけていく計画で今進んでいると。先般、新聞にも載ってましたけども、御所市さん、具体的な

ところではないですけども、計画、企画の調査費というんですか、中学校も普通教室につけようということで、今回その企画の予算も計上されて、どのようなつけ方をしていくかということを検討するんだというお答えをいただきました。香芝市とか奈良市とかはついてるのかなと、このような予測もしたわけですけども、基本的にはついていない。ただ、都会でございまして、駅の近くとか騒音でどうしても窓を開けられないということにだけ、わずかですけどもつけているということでした。

ここでわかりますように、奈良県は非常に低いという中で、12市もこのような状況である。葛城市が中学校につけたと話はあちこちで報道されましたので、葛城市さんは中学校についたらいいですね。幾つかの市でうらやましいですわと、そのようなこともお声もお聞きしました。ここで何が言いたいかというと、今、予算が通ればの話になりますけども、今年度予算で小学校もつける。小・中学校全部につくのは、葛城市はこれが奈良県で初めてになる。このことをご理解しておいていただきたいと思います。あと、また、先ほども申し上げたように大和郡山市、また、御所市等が追ってくるでしょう。しかし、五條市も今中学校にはついてるけども、小学校にはまだその予定はないですということでした。ここで、やはり葛城市教育というものをもう少し高める、注目を得られるような、そういったものに持ってってもらいたいというのが私の気持ち、お願いでございますけども、ここでお尋ねをさせてもらいたいというふうに思います。

こうしたほかにも先駆けてエアコン設置に踏み切っていただいて感謝を申し上げますとともに、ここで終わってはいけません。今後これに伴ってどういう教育、今までと違った教育ができるのか、こういうことを考えていただかねばならないと、このように思います。そういったところで、今、教育委員会として、また、学校現場としてお考えのところを教えてください、このように思います。

西井議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 ただいまご質問の空調設備を完備したことによりまして、今後考えられる教育施策でございます。実際にできるかどうかは別といたしまして、教育施策でございますが、まずは夏休み期間中におけます文化部や学期の復習、あるいは予習などの生徒の自主活動、また、夏休み期間中の地域住民による生涯学習活動のための特別教室等の貸し出し、あるいは地域ボランティアや学習チューターの参加協力を得た補習学習などが考えられると思われま。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 この暑さ対策、クーラーの話が私がやるようになったのは、学校規則の変更というもので葛城市の小・中学校で2学期を前倒して、夏休みの後半から2学期を開始するようになった。この辺から私は意見を持ちながら、これを今までのクーラーのことについて言い続けてきたわけです。学校規則を変更するのだったらこれもやらなければならない。ここへ来てきたわけでございますけども、この間、答弁なんかを見ていると、暑さ対策のために教育現場でもいろんな対策をしている。集中力に欠けるという事態が多いので、1学期の後半とか2学期は夏休みから始まりますけども、限られたものを中心に授業をやっているというよ

うなものでございます。今後それが解消されるということとともに、今、部長がおっしゃったように、夏休みのみならず6月から使うんだということでもございました。授業以外の時間、またクラブ活動等でも有意義に使っていただく。まだまだ、先ほど私が申し上げているように、奈良県でトップを走っているんだと、この自覚を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、2問目に入らせていただきます。2問目は、自治体交流についてということについてお尋ねを申し上げます。これはちょうどもう8年前になります。平成21年3月議会、先ほども壇上で申し上げましたけども、質問をさせていただいております。質問の趣旨は、葛城市は国際交流というものが必要ではないかという要望を大きく持った中で、国内の交流もどうなってるのやと、こういう質問でもございました。今回もその中身については変わらないというご理解のもとで答弁をいただいたらいいかなというふうに思います。まずもって、今、葛城市の国内・国際交流の自治体があるのか、ないのか、交流がどうなっているのかということについて、今の現状をお示しください。

西井議長 米井企画部長。

米井企画部長 企画部長の米井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまのご質問でございます。

これまでは、旧當麻町は北海道当麻町、旧新庄町につきましては山形県新庄市、岡山県新庄村と友好自治体として協定等を結んでおったということでもございます。このことにつきましては、旧自治体名がなくなったということの中でなくなっていったという認識でございます。現在、葛城市といたしましては、国内・国外との自治体間交流はございません。新市になりまして10年を経過していることから、相互のマッチングやニーズを十分に把握、勘案しながら、国内・国外との自治体間交流を積極的に推進していく考えでございます。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 ありがとうございます。今、部長の方から積極的に推進をしていくというお答えをいただきました。では、8年前の答えはどうであったのかと、ここで皆さん方にご紹介をしておきたいというふうに思います。8年前も同じように聞いたわけです。そのときの答えはどうであったか読ませていただきます。将来の葛城市を担ってくれる子どもたちが、将来国際負けしないようないろんな機会づくり、出会いづくりを提供していけるよう考えてまいりたいと思います。平城遷都1300年祭を好機と捉え、新たな交流に結びつけるよう、住民の要望に応えられるような手法を考えながら取り組んでまいりたいという答弁をいただいて、8年がたって、今このように質問をさせていただいております。部長に何も言ってるんじゃないですよ。今の答弁を本当に進めていただきたいということを言いたいので、前の事例を出させていただきます。答弁は答弁で終わっているわけです、これ。

その次、全国の、また県内、わかる範囲で結構でございます。自治体交流というものがどのように進められているのか、わかる範囲で結構ですけども、これも国際交流、また国内の中での交流ということについてお示しをいただきたいと思います。

西井議長 米井企画部長。

米井企画部長 ただいまのご質問でございます。自治体国際化協会というのがございまして、その調べによりますと、国外の姉妹友好都市におきましては、都道府県では43都道府県で提携数159件、市町村におきましては827自治体で提携数1,543件、内訳につきましては、市1,204件、区40件、町263件、村36件、合計1,702件ということでございます。市町村数を提携数が上回っておりますのは、複数の都市と姉妹提携をしているところもございまして、このような提携となっております。国別で申し上げますと、1位はアメリカ、2位は中国、3位は韓国ということでございました。奈良県におきましては、5市が16件の姉妹友好都市提携等を結んでおられます。奈良市では6都市、橿原市では5都市、うち4都市は交流でございます。天理市におきましては3都市、大和高田市、桜井市におきましては1都市と提携をしておられます。上位につきましては、中国、韓国が計6都市となっていることでございます。

提携に至る経過につきましては、先方からの打診、歴史的つながり、地場産業での原材料等の輸入先等々さまざまでございますが、やはり各自自治体の歴史や風土、産業が要因となっているように思われます。取り組みに関しましては、主に人的交流や外国人観光客誘致に関する取り組み等を行っておられます。

目を移しまして国内のほうでございます。国内の自治体間交流につきましては、総務省によりますと、全国の約4割の市区町村で国内のほか市区町村と姉妹都市等の提携を結んでおられます。奈良県の状況を申し上げますと、市では12市中5市が10件の提携を結んでおられます。取り組みといたしましては、国内の自治体間の交流でございますので、交流相手先の対象範囲、地域特性、ニーズなどが明確であるということでございますので、自然環境、観光などの地域資源等の保全、地域の魅力の再発見、再認識、地域産業の継承や経済の活性化、教育の質的向上、健康、安全等に関する生活の質的向上、災害応援の関係づくりのきっかけになる取り組みをされているわけでございます。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 細かくありがとうございました。国際交流だけを見ますと、今、合計で1,702件というふうにおっしゃいました。何遍も先ほどから申し上げていますように、8年前にも同じ質問をしたんです。このときに同じ答えがどうであったか。このときは1,575件という答えをいただいている。8年間で、今の話にもあったように1つのまちが幾つもとする場合もありますから、その辺も鑑みた上で考えなければならないんですけども、8年前に全国で1,575件というご答弁をいただいたわけですけども、今回も1,702件、それだけふえているんです。これは普通に考えて、不要なものであればやっぱり今は減っていく時代だと思います。財政に問題があるとか、これには経費がかかるとかいうことであれば、効果が出ないとかいうのであれば、これは減っていくであろう。こうやってふえてきているという状況をまずご理解いただいております。おきたいなというふうに思います。

先ほど、今、部長のほうから答弁がございましたように、やはり歴史的な背景とか自然とか産業とか人的な交流と色々なこと、きっかけから外国との自治体交流というものが始ま

っているように全国を見るとございます。例えば、産業だけを見たら、この2、3週間、私の中に入ってくるだけでも、テレビを見ていると和風総本家という番組がございまして、市内の業者がイタリアと輸出をしてというようなことがテレビで紹介をされてました。また、先般、市内の酒造会社の催しに参加をさせてもらっていると、議員諸氏も数名おられましたけど、その葛城市内の酒造会社ですけども、アメリカのニューヨークに現地法人をつくったんだと、このようなこともおっしゃってました。いろんなことが言えると思います。今、部長がおっしゃったのか、おっしゃらないのか、ちょっと私は今聞き漏らしましたが、相撲というものも葛城市が発祥の地ということで、モンゴル等を初め、そういった交流等もこの間、商工会とか相撲の大会というか催しで行われているのも事実でございます。

目を向けるといろんなところにそういうものがあります。全国を見ているとどのようなことをされているか。やはり子どもたち、教育交流というのが私は多いように思います。それ以外にも経済交流、また文化的な交流、また人的な交流というものも見受けられるわけでございますけども、ここで部長に再度お尋ねをしておきたい。この自治体交流、私はどちらかという国際交流ということ念頭に置いて話をしていますけども、これについての必要性というものを理事者側としてどのように考えているのか、お考えをお示しいただきたいと思えます。

西井議長 米井企画部長。

米井企画部長 ただいまのご質問でございます。ご存じのように地方の時代と言われておる中、更にグローバル化ということの中でございます。地方自治体におきましては厳しい財政状況の中でございます。行財政改革による効率化とまちの魅力を高めることにつきましては、地方自治体に課せられた大きな使命というふうに認識はしております。自治体間交流につきましては、まちの魅力を高める1つの政策というふうに捉えておまして、先ほど申し上げたように積極的な展開を図る必要があると考えておるわけでございます。また、この自治体交流につきましては地域と地域の交わりでございまして、当然ながら外国の自治体との交流もその一環でございます。交流を通じまして地域間の違いを感じることで我がまちの魅力を再認識するきっかけとなり、違う地域での取り組みをヒントにまちづくりの魅力をつくり出すことのきっかけとなると考えます。さらに、内外の自治体間交流は、先ほど議員がおっしゃられましたように、文化経済分野、教育分野、環境分野、観光分野等多くの分野に及ぶことが考えられまして、ひいては災害応援協定の締結まで考えられます。このように多くのメリットがあるというふうに考えております。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 ありがとうございます。多くのメリットがあると、非常に冒頭の答弁といい、今の答弁といい、前向きな答弁をいただいております。最後に、この件については市長のお考えというものを求めるわけでございますけども、国内交流というのと国際交流の目的が違うと思うんです。確かに国内交流というのは災害的なものも含むものが多いと思えます。もちろん友好というものもあるわけですけども。海外との交流、これはやっぱりグローバル化、こう

いったところに国際化、こういったところ、観光しかり経済とそういうようなところに目的があるかというふうに2つに分けて考えなければならないわけでございますけども、そういうことも含めまして、市長のお考え、答弁を求めておきます。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。国際交流並びに国内の自治体との交流というのは積極的に図るべきだという、8年前にもその答弁を、私ではなかったですけども、されているということでございます。今回の選挙の中でも実はその交流部分につきましては、ミニ集会の席でいろいろと話をさせていただいております。今の世代というのは、やはり国内にとどまることなくグローバル化した中で、世界で活躍できる人材の育成というのが非常に大切やと感じております。そういう意味におきまして、国際交流は積極的に進めていきたいという旨のお話をさせていただきました。行政の答弁というのは、非常にある意味、何とか玉虫色の答弁をするんですけども、具体的な数値目標ですとか期日目標を設けてやはり取り組んでいくのであれば、そのスケジュールをつくっていく必要があると思います。私のスケジュールの中では、今年度については予算計上はしておりませんが、1年間精査して、2年以内に国際交流を2件、国内交流2件を目標に設定していきたいなという思いでございます。2年後には必ず国際交流を果たしたいなという思いでございます。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 全く阿古市長とこの話を個人的にもしたことがないにもかかわらず、2年以内に国内交流2件を目標、また、国際交流を2件したいと、ぜひ、非常に今予算等が厳しい中ということで精査をされてるわけですけども、これは予算等も少しはそれはもちろん絡むわけでございますけども、やはり今おっしゃったように、交流によって人材が大切、人に優しいという市長のその姿勢を崩すことなく進めていっていただきたい、このように思います。

私は、これもきのうのことなんですけども、交流するための一般社団法人、自治体国際化協会というのがございます。ここで、今申し込みとかどういう状況になってますかというのを電話で確かめさせていただきました。先ほどの答弁にもございましたけども、今はアメリカがやっぱり一番多いですと。2番目が中国というふうにおっしゃってました。比較的中国からは相手側からの要請というものも多くございますので、1年以内に締結をされる場合もあるし、比較的早くされるのが中国ですというのがこの協会の方の話です。アメリカも多いということです。ただ、ヨーロッパの方はなかなか今、日本と協定が結びにくくなっているというのが状況ですということをお伺いさせていただきました。今、2年後にということ、2年先にどこまで進んでいるか別にして、今の意気込みというのはこの場でお聞かせをいただきました。楽しみにして進んでいっていただきたい、このように思いますので、市長、よろしく願いをしておきたいと思います。これ以上言うと余計なことになってしまうので、次に移りたいというふうに思います。

3番目です。3番目については、地方自治法第96条第2項というものについてお尋ねをするものでございます。先ほど壇上でも申し上げましたけども、地方自治法第96条の中の第1

項に15にわたって、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。いわゆる法律のもとにおいて議決が必要です。その1つにトップに出てくるのが、条例を設けまた改廃すること、2番目に出てくるのが予算を定めること、3番目に決算、その他契約議決とか議決そのものについては、しなければならないですよというのが第96条第1項に載っているわけです。今、私がここで質問に立たせていただいているのは、その質問の題にもございますように、第2項についてということでございます。第2項は何て書いてあるかと、第1項の定めを除いて、普通地方公共団体は、条例をもって普通地方公共団体に関する事件につき、議会の議決をすべきものを定めることができる。そのまち、地方公共団体によって、このことについては議会の議決が必要にしようということ定められるというのが第2項でございます。このことについて提起をさせていただくために、今回質問をさせていただいております。

まず1つ目の質問は、第96条第2項というものは、全国でもこれを運用されているところがあるわけでございますけども、まず葛城市の状況はどのようになっているのかと確認をしてみたいと思います。

西井議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監 総合政策企画監の本田でございます。ただいまの藤井本議員のご質問に回答させていただきます。

葛城市におきましては、地方自治法第96条第2項に基づきまして、議会の議決事項を追加的に定めた条例というものは制定をしておりません。

以上となります。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 本田さん、どうもありがとうございます。今、確認のためにお聞きしましたけども、法で定められたもの以外は、葛城市は議会にかける必要はないということで、そういう定めをしていないと、こういうのが葛城市の状況であるという説明を受けました。

次にお伺いをさせてもらいたいというふうに思います。それでは、県内の市町村は、これをどのように取り扱っているか、運用しているか、わかる範囲でお伺いします。

西井議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監 ただいまのご質問についてでございますけれども、各自治体のホームページ等で公開されている例規集で調べた限りになりますけれども、県内の市町村におきましては、4市7町村が地方自治法第96条第2項に基づきまして議決事項を追加的に定めております。その内容について、多くの市町村では総合計画の位置づけを有する計画の策定であるとか、定住自立圏構想に関する協定の締結等についてを議会の議決事項としております。

以上です。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 県内では、4市7町がこの第96条第2項を運用して議会の議決事項に総合計画等を定めていると、こういうことでございます。また、今、総合計画という言葉が出ましたので、このことについてちょっとふれてまいりたいというふうに思います。葛城市の場合、昨年平成

28年9月に総合計画の新しいものができているわけです。その前、約10年前の総合計画、このときは議会の議決が必要であったわけです。法が変わって、今は議会の議決を必ずしも必要とはしないと、このようになったというふうに私は理解をしておるところでございます。であるならば、この総合計画というのは、今、基本構想と基本計画、この中からできているわけですが、一般にこの総合計画というのは地方自治体の、いわゆる市町村の憲法、このようにも言われていた。それが変わったのかどうか。私はやはり、これから先のことでよ。今、昨年からできてますから、このことについてはもうふれませんが、憲法であると、この認識は変わったのか。今、葛城市ではこれを議会の議決に付していない、それで総合計画が昨年にでき上がっているということです。何回もくどい話になりますけども、それでは10年前と何が違って、この総合計画そのものが葛城市にとっての憲法だと、この認識も変わっていいのかどうか、これを整理したいというふうに思います。このご答弁をお願いできますでしょうか。

西井議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監 ただいまの藤井本議員のご質問について回答させていただきます。

ただいまご質問がございました総合計画につきましては、平成23年の地方自治法の改正によりまして、総合計画の基本部分である基本構想につきまして、議会の議決を経て定めることを義務づける規定というものが削除をされております。ただ、改正同日の総務大臣通知におきましては、改正法の施行後も法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であることとされておりまして、策定するかも含めて各地方公共団体の判断に委ねられることとなっております。そういった今回の法改正の趣旨等を踏まえながらも、総合計画というのが議員ご指摘のとおり、各自治体にとっての基本的な構想、憲法といえますか、そういった重要な計画であるという位置づけについては変わっていないと認識をしております、その中で引き続きこういった計画のもとに市政を運営していくことが重要だろうという認識のもとで策定はしておりますけれども、こういった法の改正によりまして議決事項としては定めていないという現状でございます。

以上です。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 よくわかる参考書を読んでもらうようなご答弁をいただいたのでよくわかりました。まず、総合計画、今、平成23年の改正により、つくってもつくらなくてもいいですよと、こうなったというんですね。今度つくっても、議会の議決にかけてもかけなくてもいいですよ。でも議会の議決を必要とするところは必要としてやってくださいよと。地方に非常に委ねると、こういうことになった。葛城市は、つくるかつくらないかという、つくった。しかし、議会の議決を必要としないという部分で運用していこうと、こういうことでいっているわけです。今後のことになりますけども、やはり、今、本田さんがおっしゃったように、この総合計画そのもの、これが葛城市の憲法だというのであれば、やはりもう少し議会の議決、この部分を使って、県内でも各市町村がやられているように、そういうことも検討すべきでは

ないかと、このように私は考えておる。そういう意味から今回も質問をさせていただいておるところでございます。

その次に、奈良県内の場合は、今、総合計画、いわゆる基本構想とかその計画のところを第96条第2項で使っているところが多いということがございましたけども、全国を見てみますと、先ほど2番目の質問でさせていただいた海外との友好自治体、こういうことも決めているところが多いわけです。今、葛城市の現状はどうであるかと。例えば、今、阿古市長が2年先には取り組んで、積極的なご答弁をいただいたわけでございますけども、条例上、地方自治法上、今このままいってしまうと、もちろん何もなしでいかれることはないと思いますけども、この友好自治体、例えばどこかの国と友好姉妹都市関係、友好都市関係というんですか、これを結ぶんだといっても、議会の議決なしでいける、今こういう状況にあるわけです。ここは、私はもっと、この2つを例に出してますけども、第96条第2項というものを理事者側だけではなくて、我々議会も考えていかなければならないなど、このように思って今回質問をさせていただいておるところでございます。その中でこんな一例がございましたので、ご紹介をさせていただきたいと思います。

昨年の6月議会で私の一般質問をさせていただいたのは、協定について最近よく私は質問させていただいてるんですけども、平成28年6月に質問させてもらった中でこんなことがございました。合併前の旧町時代に旧新庄町で山形県新庄市、また、岡山県新庄村、旧當麻町においては北海道当麻町というんですか、こういう協定がありました。それはどうなってるんですかとその当時の理事者の方にお聞きをしたわけでございますけども、答弁というのが非常にあやふやでございまして、合併後の災害応援協定等につきましても明確ではないところでございます。こういう答弁です。協定というのは、国内ですけども、友好都市関係というのは相手もあることですから、それにもふれられている。続いてどのように答えられたか。また、相手もあることとございますので、早急に精査、検討いたしまして調査していきたいというふうに思っております。去年6月に理事者の方からこういう、国内ですけども友好関係がどうなっているのかわかりません。多分、我々が一般質問するときには通告書というのを出しますから、相手方にも尋ねていただいたと、これは当然の話でしょう。相手方もわかってない、こういうことであつたと思います。このことにつきましては、精査をして調査するというところでございましたので、3カ月前の12月議会でこのことについてどうなってるんだと、このことを答弁を求めたところでございます。これについては早速相手方とお話をさせていただいて、お互いに協定はなくなったということで相互理解ができましたと、こういう答弁をいただきました。これではっきりしたのははっきりした。これでいいんです。

今、何を言おうかという、こういう友好自治体関係を締結するにしてもやめるにしても、議会のこういう場での議決というのが今は必要ではない。それを必要としようと思えば、今、私から何度も申し上げます第96条第2項にその定めをしないとそれができない、やらなくていいと。だから、締結するだけと違って、やめるのもいつやめたのかわからない。どないなってるのやろう、相手もあることやから答えられません。週刊誌に載ってる恋人同士の話ではないですから、やはり自治体同士のちゃんとした協定というものがわからない。私は答

弁を求めませんけども、これがもし第96条第2項に自治体間同士の協定も含む、これは議会の議決を必要とするという定めを設けておけば、こういう定めを設けているのは全国にたくさんあります。定めておけばこういうことにならなかったであろうと、このように思っておるわけでございます。

このようなことをいろいろと申し上げたわけでございますけども、やはりいろんなことを将来にわたって記録に残すということがこの議会の役目であろう。記録というものの大切さ、私もきょう、いろんなものを見てますけど、全て8年前とか4年前とか言ってますけども、全て記録に残ってるからこのようなことが言えるわけです。第96条第2項の運用について、市長の答弁とお考えというものをお示しいただきたいと思います。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 質問のご趣旨はよく理解できたと思っております。国際交流等を議決とおっしゃるのは、これは条例制定をするということなんです。それで、議員がご質問の中で、全国でどうか奈良県でどうか奈良県内かどうかおっしゃるんですけど、私は根本的に考えて、全国がどうか奈良県内がどうかであるとかいうことは、参考にはなりますけども、それが決断とか意思決定には余りそこまで考える必要はないのではないかと。葛城市で本当に必要な条例があるのであれば、上位法に反することはできませんけども、その上位法の範囲内で条例制定というのはやっていく、もしくはやっていかない、それを決断していったらいいのやと思います。葛城市が本当に必要であるという状況であれば条例制定をしていく。その条例の制定につきましては、当然のことながら行政サイドも権限は持っておりますし、議会サイドも権限を持っておられます。ですから、こういうような条例を制定したら、交流部分にかかわらず、全般的な大局的な見地も含めまして葛城市の将来にとってこういう条例が必要であるということであれば、大いに議論をしたいと私は思っております。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 今、市長の方からご答弁をいただきました。最後の市長の言葉にあったように、やっぱりこれからこのことについての私は、議論が必要やというふうに思います。これを定めてください、こうしてくださいと言ってるものでなく、これからこれを検討すべきではないかというのが私の質問の趣旨ですと申し上げたとおり、こういうことをやっていく。その一例として葛城市議会の中で私が質問して、新庄村とか友好都市の関係の中でこういうことがあったと。そういうことも結果としてなくなるのではないかとこのことを言ってるだけで、奈良県下で何ぼあるからやらなければならない、これは、市長、私はそれを言ってるのでない。一応、参考程度に県下ではどうなっているかということをお尋ねいたしましたけども、ここはおっしゃるように葛城市で必要というものがあれば検討していかなければならないです。今申し上げたその2つだけにかかわらずやっていかなければならない、このように思っております。これは、今、市長からご答弁もありましたように、理事者の方だけですべきものでもございません。議会の方でも我々の方から提案するということも可能な部分でございます。私自身もう少し勉強もしながらこのことについて頑張って取り組んでまいりたいというふう

に思います。

3問質問をさせていただきました。1問目、クーラーの件につきましても楽しみにしております。また、2問目の海外との友好都市関係、これは大いに期待を申し上げたい、このように思っております。3点目については、一緒になって検討していこうということで、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

西井議長 藤井本浩君の発言を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時10分

西井議長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、3番、川村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、川村優子君。

川村議員 皆様、こんにちは。川村優子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

質問の内容は2点ございます。1点は、葛城市における地域包括ケアシステムの構築の進捗状況、そして、2つ目は、葛城市における保育士の確保でございます。

これよりは質問席で行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

西井議長 川村君。

川村議員 それでは、よろしく願いをいたします。まず1つ目の葛城市地域包括ケアシステムの構築の進捗状況についてでございます。介護保険導入から一貫して増大していくサービスの利用者と介護保険財政に対して、制度の持続可能の保持ということ、そういった課題からこれまで幾度となく介護保険の改正が行われました。その内容は次々と変化をしまして。政府は2025年をめどに、重度な介護状態に入っても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を保険者である地方自治体に求めています。介護保険給付サービスだけでは高齢者の生活支援を行うことができないほど多岐にわたる生活のニーズに対して、生活支援、自立支援サービスを提供していく必要性、重用性を見出して、地域の自主性、主体性に基づいてつくり上げていくこととしています。この仕組みづくりについては、自治体にとっては非常にエネルギーの要ることと、この作業はまたこれまで以上に加速しなければならないということでございます。私はちょうど1年前に、平成28年3月定例会にも葛城市高齢者保健福祉計画第6期の介護保険事業計画について、質問の中で地域包括ケアシステムについてお尋ねをさせていただきました。その後の進捗について、また1年経過した中で、その後の進捗についてお尋ねをしまして。第6期の計画をめどとして、改めて葛城市における地域包括ケアシステムの構築について、今現在、この時点での考え方と、そして、またスケジュールなどをお尋ねいたします。

西井議長 水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 保健福祉部長の水原でございます。川村議員の包括ケアシステムの構築等の考え方についてご答弁させていただきます。

先ほど言われましたように、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、生活支援一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を求められております。葛城市におきましても、高齢者が高齢者を支えていく状態を鑑みて、介護予防の更なる充実と地域で高齢者を支える仕組みづくりに長期的な視点で本市の特性に応じて取り組んでいくことが必要となっており、必要な人に必要な支援が行える体制づくり、介護予防、また健康増進などに関する相談体制の充実、認知症高齢者が社会生活を継続して行えるために、認知症の理解、地域での見守り体制の推進、生きがいを持って活動的に暮らすことができる健康寿命の延伸のために、市民一人一人が主体的に健康づくりや地域活動に目を向け、地域の力を生かしながら取り組む高齢者支援を進めていくことが必要であると思っております。今後も国の動向を踏まえつつ、ニーズ調査や生活支援コーディネーターによる地域ニーズの把握などによる現状把握に努め、課題分析、目標設定を地域ケア会議で検討していきたいと考えております。

本年、平成29年4月からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始が始まります。それに伴いまして、現在、要支援1、要支援2の認定を受けておられる方、また、新たに訪問介護、通所介護のみのサービスを利用される方は、総合事業のサービスに全て移行し、多様な主体による柔軟な取り組みが可能となっております。また、リハビリテーションの専門職による自立支援に向けた取り組みや従来からの二次予防で取り組んでいた通所型及び訪問型介護予防事業にも引き続き利用することができます。また、従来からの一次予防事業対象者と二次予防事業対象者を分けることなく、地域で自主的な運営が継続できるよう居場所づくりに結びつくよう、地域の実情を把握し、市が主体的に取り組んでいくことが不可欠であると考えております。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 今現在に至るいろんな包括システムの考え方というのを伺いたしました。今、部長の方のご答弁にありましたように、先日、この4月から介護予防・日常生活支援総合事業というのが始まりますという、これは3月号のチラシにあったんですけども、こういった広報の中に挟まれた、こういったチラシが皆さんの目にとまったと思いますが、3月の葛城市の広報の折り込みのこの案内は、葛城市の長寿福祉課、そして、地域包括支援センターより配布されたものでございます。2017年4月から予防介護、それから予防訪問介護、予防通所介護全てが市の総合事業になるということが書かれております。この総合事業というものがどういう目的とか目標でされるのかということをお伺いしたいと思っております。この総合事業というものがどういった目的かというのをちょっと私の方から説明させていただきたいと思っております。これは、1つは、住民主体の多様なサービスの充実を図って、要支援者が選択できるサービス、支援を充実させて在宅生活の中での安心確保を図るといった目的、それから、もう2つ目の目的は、住民主体のサービス利用の拡充による低い単価のサービス、安いサービスということで、その支援の充実とか利用普及、高齢者の社会参加促進、そういった要支援状態になることを予防する、その事業の充実を図って、そして、認定に頼っていか

ない、認定に至らない高齢者をつくっていくという目的もあります。

3つ目の目的は、効果的な介護予防マネジメントと自立支援に向けたサービスを展開することで、要支援状態から、また、既になってしまっている要支援状態から自立を促していく、自立をさせていくということです。重度化することを予防すると、そういった推進をしていくという、こういった狙いがございます。この内容は、今の要支援者、それから、従来の二次予防事業対象者が利用する介護予防・生活支援サービス事業と、もう一つ、それから、全ての高齢者に対して一般介護予防事業に分けられる、この2つがちょうど矢印の中で書かれているんですけども、そういった2つの枠の中で市が主体的にやっていくということでございます。この取り組み、葛城市の場合は地域の事情というものをしっかりと把握して、住民主体で取り組んでいくサービスもつくらないといけない。地域包括ケアシステムの中の地域のマネジメントに必要な今の現状とか、そして、これに関しての今の課題、こういったものがきっちりと分析されて、そして、目標をどういうふうにとっていらっしゃるのかということ、非常に今回の総合事業になる一番の受け皿でございますので、その辺はどういうふうにご設定されているのかということをお伺いさせていただきます。

西井議長 水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 ただいまのケアマネジメントに必要な現状把握、そして、課題の分析、目標設定でございます。まず初めに、葛城市における平成29年1月末現在の要支援、要介護者の認定者数でございますが、要支援者が611人、要介護者が1,140人おられます。

まず1点目、現状把握でございます。平成27年から平成28年度にかけて、今後の葛城市における施策展開につなげるための地域包括ケアの実現に向けた実態を把握するための調査を行っております。要介護2までの65歳以上の方に悉皆調査を行いました。回収率は73.5%でありました。外出、買い物、庭の草引きなど日常生活の多くで困っているとの回答がありました。住みなれた地域での暮らしを続けていくために、適切な生活支援サービスの提供が必要と考えられます。この結果を受けまして、生活機能、介護予防などに必要な生活支援、また、その地域等を分析し、施策につなげていこうとするものでございます。

次の課題分析でございます。介護予防・日常生活支援総合事業の移行をするに当たりまして、従来の介護認定は、認定調査、主治医意見書とあわせて介護認定審査会において要介護度が決定するものでございますが、総合事業対象者につきましては基本のチェックリストを行い、該当する項目にチェックがある対象者に対しまして適切なケアマネジメントによるスムーズなサービスの提供を行うものとされてはいますが、サービス導入には介護予防ケアマネジメントが適切に行われているか、地域包括支援センターとの専門職を交えてのケア会議を開催する必要があると考えております。

葛城市の地域包括支援センターにおきましては、市の直営のために情報の集約力が比較的高く、市の各部署と直結していることの強みがありますので、また一方で、専門職の人員不足もあり、高齢者を支えていくための体制づくり、相談体制の充実を図っていくためのマンパワーが必要であると考えております。

目標設定になりますが、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に当たりまして、高齢者

が要支援、要介護状態にならないための前段階から一貫的に介護予防事業を実施しまして、また、高齢者が主体的、自主的に取り組むことができる地盤づくり、地域での活動に参加しやすい環境づくり、また、元気な高齢者が虚弱な高齢者を支援する担い手の養成が必要であると考えております。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 今、いろいろと分析や課題設定をされたような状況をお聞きさせていただいたんですけれども、今、葛城市に要支援の認定を受けている方が611人、要介護が1,140人もいらっしゃるわけでございます。ちょうど昨年1月末で私の一般質問の中で答弁されたのは、たしか今これよりも20人少なかった。要支援は20人ふえて、要介護者というのは130人も1年間でふえているという現状でございます。

一昨年、平成27年から平成28年にかけて、ご記憶があると思うんですけども、65歳以上の方に葛城市地域包括ケア実態調査という、こういった調査票をお配りして皆さんのニーズをここに回収して、この結果が、回収率が73.5%と非常に高い高齢者の皆さん、65歳を高齢者と今言いたくないですが、一応65歳以上の方にこういった調査をした結果、いろんな課題を分析することができたと。生活支援のケアというのも結構多かったということでございます。重度にならないけれども、一応自分たちの老後のことに不安を持って、これからどういうことをして、自分自身もどうしていかなあかんのか、これから先、行政にこんなことをしてほしいというような希望がこの調査票からいろいろと回収されたお答えでお分かりになられたと思うんですけれども、地域包括ケアの中で、市役所部署と共通というか直結している、直営やということで、地域包括支援センターが非常に情報収集率が高いとか情報の集約力が高いという強みがあるというふうにおっしゃいました。これはもう非常にありがたいことでございますし、個別ケースもしっかりと把握していただいて、取り組んでいただいていると思いますが、今回のこの総合事業ということになりますと、ここにもパンフレットに書いていましたように、まず、基本チェックリストというのを出されるわけです。今、要支援で受けられる方も更新のときにはこのチェックリストを再度書かれるようなことになるわけですが、更新のときに再度こういった形で手続をされていくということでございます。

このチェックリストを受けて、これをどういうサービスに展開していくかというマネジメントというのは、非常に専門の皆さんたちの力によってされるわけでございますが、これを皆さんに余りなれ親しんでない地域ケア会議というのをやっていく必要があるというふうなご答弁をいただきました。しかしながら、地域ケア会議をやっていく中で専門職の人が非常に不足している。高齢者を支えていくための体制づくりとか相談体制をもっともっと強化していけないと、多くしていけないとならない。今、この相談の流れから言いますと、非常に多くの業務が迫ってまいりますので、マンパワーなんか非常に必要です。この地域ケア会議というのはどんなことをするのかということでございますが、わかりやすく言いますと、これから地域のいろんなことをマネジメントしていただく作業の中で、地域ケア会議の中でいろんな部に分かれてそれぞれ性格の違う専門職の皆さんが寄って、その分野に精通した方

たちによってどうしていかうとかいうような、そういった会議をしていただく。これを総称して地域ケア会議ということでございます。

ここに近隣の市町村もしっかりと取り組んでおられます事例を私もちょっと聞いてまいりました。広陵町は、今、積極的に広陵町独自のやり方で進めておられます。この近隣の他市町村も、今、この今回の総合事業に変わることに非常にエネルギーを使っていたいただいて、それなりにしっかりと進めておられるわけです。私も葛城市の場合、これからどうしていくのかといろんな皆さんの不安の中で、やっぱり専門職を交えた地域ケア会議を積極的に進めていけるような体制づくりというのをやっていたかなければならない、こういうふうに思います。地域ケア会議の必要性というのが非常に大事なこととなっております。何度も地域ケア会議という言葉が出てきますけれども、この会議を経て皆さんのサービスがしっかりと定まってくるというこの流れの中で、再度、この地域ケア会議の必要性とか位置づけというものを葛城市はしっかりとされているのかということ、どのぐらいこれを進めていける体制をつくられていくのかということをも改めて地域ケア会議についてお伺いをしたいと思います。

西井議長 水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 地域ケア会議のことでございます。地域ケア会議は、ケース検討会議を多職種の協働で平成27年度から今年度にかけて7回行っております。会議の方向づけされた支援内容に沿って、それぞれ支援者、専門職、弁護士、司法書士の専門職がかかわりを持ちながら、自立支援に向けて困難なケースの改善に役立つよう情報共有を図り、経過を追っておるのが現状でございます。また、二次予防事業の参加者の事前ケース会議を2回開催し、状況の把握や目標設定を行い、終了後は評価会議を開催いたしまして二次予防教室の参加の是非、地域の通いの場への参加やサポートの方に回れるような活動支援を行っていけるよう検討を行っております。

地域包括ケアシステムの構築に当たりましては、地域の課題、ニーズをくみ上げることが必要でございます。ワーキンググループを立ち上げまして、地域の資源の発掘、地域課題の共有検討会議と位置づけまして、住民と参加して地域ケア会議を実施していくことが必要と考えられますが、直営の地域包括支援センターの専門職では回りきれないのが現状でもあります。開催方法については、今後の課題と考えられます。

先ほど言われました広陵町でございますが、要支援認定を受けた方及び新規申請での要支援者相当と思われる方で、訪問介護、通所介護のみの利用者は、従来の介護認定審査会において介護度が決まってきましたが、介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、基本チェックリストに事業対象者としての候補者を決め、2週間に1回判定会議を開催されてケアプランのチェックを行っておられます。本市におきましては、地域包括支援センターにおいてケアプランのチェック、適正なサービスの利用となっているか確認を行っていき、状況を鑑みながら地域ケア会議として位置づけて行っていきたいと思っております。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 ありがとうございます。地域ケア会議をする意味というのは、やっぱりこれからのケアシステムの構築に当たってニーズをくみ上げていく。それをそれぞれの地域課題とか地域資源の発掘をするために検討委員会というものを積極的にやっていかないといけないのだけれども、なかなか地域ケア会議が専門職がないからできない、していけてないような状況であると、私はそういう捉え方をさせていただいたんですけども、今、広陵町を例に出しましたけれども、今、葛城市は地域ケア会議が7回されているということでございましたけれども、葛城市の地域ケア会議と広陵町の場合の、例えば広陵町は2週間に1回判定会議をしているということが実際内容的にどう違うのかというところがございますけれども、まだまだこの地域ケア会議がこれまで7回しか開催されてなかったということが、この今4月から総合事業に変わる準備として、それでよかったのかなというふうに私は思うわけでございます。地域ケア会議もその内容によっては、ほかの職種による検討グループ会議とかいうふうに分けられて、ワーキンググループというのを立ち上げて、先ほどの答弁にもありましたように、細かい事前ケース会議というのを2回したとかいうふうに言われておりますけれども、こういった量で実際にこの体制を構築していく作業に間に合ってるのかというところは、私の一番思うところでございます。

現在の地域包括センターの少ない専門職の中で回りきれてないというようなことではないのかなというふうに思っております。今の答弁でしたら、これから検討していかないといけないというふうな検討課題ばかりがあつて、それを実際に進めていく方法をもっともっと掘り下げてやっていかないとだめではないのか。実際に取りかかっているのではないかと思っております。7回の地域ケア会議だけでも精いっぱいであつたのではないのかなというふうに私は思うわけでございますが、現在611人の要支援の方が、次の見直しをされるときに個別ケースで現状把握をして、ケアマネージャーと一緒に新しいメニューをつくっていかないといけない。要支援の方のこの支援に対しては総合事業のことでいけますねという、またその利用者に対する納得もさせていかないといけない、非常に大変なプロセスをたどって、利用者と、そしてこの保険者との地域包括センターの専門職の皆さんが利用者に納得させていって、介護の方向に向かっていっていただかないといけないという一番大変な作業をこれからやっていっていかないといけないという、本当に大変な作業だと思います。

これからの予防事業、一般の元気な高齢者の予防事業と含めて、それぞれ担当する係というのが違うと思いますけれども、これから地域包括ケアシステムの構築に当たっては、やはり人材というものが必須になってくるのではないかと私は思っております。専門職の人手不足とか高齢者を支援する担い手づくり、これが喫緊の課題であるというふうに思いますので、しっかりとこれから進めていっていただきたいと思うわけでございますが、今回の早急に人材確保をしていっていただく、その配置と伴ってこの総合事業を円滑に進めていっていただかなければならない。そこにまた更なる病院とかそういった医療の関係、葛城市には市民病院がないわけでございます。

医療・介護連携をよりスムーズに進めていく、その部分もまた新しい地域包括システムとのかかわりが出てくるわけでございますが、先月28日に大和高田市のさざんかホールで第

8回地域フォーラムが開催されて、健康、医療、介護をテーマに地域医療構想と地域包括ケアシステム、地域病院の役割と取り組みについての基調講演が済生会中和病院の今川先生によりございました。市長も同席していただいたと思いますけれども、今の疾病構造というのは、昔と違って一人一人のケアによって抑えられる生活習慣病が多い。病気にならないための取り組みはもちろんのこと、入院に至った場合も急性期を経過したら、その後は地域包括ケア病棟で在宅、家に帰る準備をして、帰る復帰支援をしていって、退院したら地域の地域包括ケアシステムの中でかかりつけのお医者さんとか、それから、病院の外来診療をもって在宅療法を行っていくという、こういった流れをつくる。この流れこそが地域包括ケアシステムの姿であるというふうなご説明をいただきました。相談における専門職とか、それから訪問看護、それから在宅介護の専門職、それから高齢者の生活の支援をする担い手づくりの養成とかたくさんの課題を持ちながら、葛城市の場合、人材確保というのもあわせて、地域包括ケアシステムの構築というものを今後どのように進めていこうとされるのか、また、部長答弁をいただきまして、その後、市長のご所見もお願いしたいと思います。

西井議長 水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 今の今後の進め方についてでございます。多様な日常生活上の支援体制の充実、強化に向けて、市が主体となってボランティアや社会福祉協議会などの生活支援サービスを担う事業主体との連携により、現在、社会福祉協議会に生活支援コーディネーター、地域支え合いの推進委員さんでございまして、を配置しております。既存のサロンへの訪問やこれから立ち上げていきたいと考えておられる方々の交流会を開催しております。今後、協議体として地域包括支援センター運営協議会におきまして、データ分析をもとに自助、公助の考え方をもとに情報の共有、検討を図り、通いの場の確保、通所、生活支援を担う高齢者の有償、無償のボランティア活動を支援し、育成していきたいと思っております。

現在、ニーズの高い介護保険のサービスではまかないきれない支援、簡易な作業等を担っていただけるような生活応援サポーターの養成講座を行っております。15名の方々が実働に向けて現在実習を行っていただいております。まずはサービスの要望と提供のバランスがとれるよう、地域の現状をよくご存じの民生委員さんにお声がけをさせていただいて、日常生活で何らかの支援が必要な方を聞き取りいたします。予定といたしましては、今年5月ごろから生活応援サポーターの活動を行っていきたいと考えております。また、地域の運動教室の立ち上げ、活動のサポートを行っていただくために介護予防リーダー講座を開催し、地域の運動教室などに出向き、活動を始めているところでございます。また、生活支援として、買い物に困っているニーズが多い地域に、現在、移動販売車が試行的に回っております。今後は各地域の意向を確認し、本格的に運営をできるような体制を整えていきたいと思っております。

医療・介護連携につきましては、本市において基幹型、地域型病院がなく、市内の医院を受診され、重篤化の場合、他市の病院の受診が求められていると思われま。葛城市医師会においてかかりつけ医の推進をいたしまして、市との協働、在宅医療の普及・促進を図る上で、介護支援専門員と医師と連携ツールを作成し情報共有を行い、在宅医療介護サービスが

提供できやすいよう連絡体制を整えていきます。

北葛医師会におきましても、在宅医療推進会議といたしまして、旧北葛城郡の河合町、上牧町、王寺町、広陵町、香芝市、葛城市で連携をとり、事業の展開を報告、多職種での協議会の場を持っております。あわせて今後のあり方について検討を進めていき、葛城市として医療・介護連携の推進に役立つものと考えております。また、認知症疾患医療センターの秋津鴻池病院の認知症サポート医、精神保健福祉士と地域包括支援センターの専門職が認知症のやり方やその家族との早期にかかわる認知症初期集中支援チームを設置いたしまして、早期診断、早期対応に向けた体制を構築しております。さらに、認知症地域支援推進委員を地域包括支援センターに配置しており、関係機関と連携し、相談支援体制の確立を図っております。また、市民の認知症理解への促進のため、認知症サポーター養成講座を前年度より引き続き開催しており、平成27年度から現在まで761名受講されております。キャラバン・メイトは50名登録されております。しかしながら、講座受講後の活動に不安があるとの声もあります。フォローアップの講座も今後必要と考えております。あわせて認知症カフェも来年以降新たに事業者を公募いたしまして、身近な集いの場として位置づけ、認知症サポーターの養成も行いながら実際の認知症の方への地域での接し方や学び方、見守りの体制を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 行政的な答弁というのは部長の方からしていただいておりますので、一連の流れというのはそういう流れなんです。私のは私見も入りますけども、ある意味ちょっと違う観点から、この福祉事業というのは考えるべきかなという思いもあります。公約でも福祉、医療、子育てについては優先して頑張っていきたいという思いを伝えさせていただいているところなんですけども、まず、介護保険制度は意外と新しい制度なんです。私が議員をさせていただいたころですから平成12年に制度ができたんですけども、各町自体はそれまでは処置という言い方、決していい表現ではないんですけども、地域で年配の方の面倒を見ていこうというやり方でやってきたんです。それが介護保険制度が入ることによって支援に変わりました。一部利用者負担等、利用者以外の方にも保険料は払っていただいて、それによって高齢者福祉を支えていこうという制度に変わったんです。

その当時は、それなりにそのやり方というのはメリットがあったんですけども、それをずっとやってきていると財源不足になったんです。当然のことなんです。人口構成が団塊の世代の方がピークが違いますので、それがずっと年齢が上がるにつれて、もう介護保険の中で財源が厳しくなる。その中で支援等が介護保険制度から外される。それに当たって地域包括センターをつくりなさいと。やはり従前に戻って、要介護まではいかないけども、要支援1、2の方については地域で面倒を見ていただけるような、そういう組織づくりをなささいということです。それがいろんなボランティアの方々にお世話をかけております部分でございます。それが、今度2025年という団塊の世代がピークに当たるに当たって、かなり国は踏み込んだ表現の仕方をしております。重度の介護者も含めてその地域で住みなれたところで

暮らせるようなシステム構築を下さい。私は基本的には無理やと思っています。

要支援等、ある意味、介助をすることによって生活を支えることというのは地域でのボランティアですとかみんなの協力によってやれる部分ですけども、皆さん多分介護を経験された年齢の方もおられると思います。支援の方を介護するだけでも結構大変な作業なんです。それが重度の要介護者の人を介護できるかといいますと、私は無理やと思っています。実際、家族構成等も変化していく中で、核家族もふえている中でそこまで果たしてやれるのか。今、地域包括センター的な考え方に沿って、その延長線に沿って、重度介護者を地域で面倒を見れるのかといったら、私は別の何かを加味しないとまず無理やろうと思っています。2025年ですから、今は2017年ですね、これから8年後に構築できるかという、私は少し無理がある。努力はしたいと思いますが、実際問題として介護を経験された方なら多分、私の表現の仕方がご理解いただけると思います。ですから、その辺の区別と重度者の介護に当たってどういうシステムを新しく構築しないといけないのかというのは、本来国が考えていただきたい部分かなという思いはします。財政的な面だけでいろんな福祉の部分の削って行って、それで更に上の重度の介護者の段階まで地方でボランティアで何とかしろという、その考え方というのは、私は私見として危険であると感じております。ただ、先ほど部長が答弁いたしましたように、国の方向性がそうですので、行政としての答弁はまさにそのとおりであると思っております。

最大限のボランティアの皆さん方のご協力を得て、よく社会福祉協議会で挨拶させていただくんですけども、これからは皆さんに本当に力になっていただく主役の方たちなんですよということをお礼を申し上げて、これからよろしくお願ひ申し上げますと常に申し上げているのはそここでございます。地域で高齢化される皆さん方のお世話をさせていただかないといけない、ただ、財源的な問題もありますし、その延長線沿いでは、今の現状では非常に難しい話かな、何か新しいシステム等がつかれないと難しいのかなという思いをしております。ただ、ここからずっとそう申し上げても、その地域に住まれているご老人の方々がその地域で暮らせること、その責任において私は行政は全力を尽くすべきやと感じております。今後ともまたいろんな議論が出てきます。福祉はそのときそのときの制度によっていろいろ議論がゆがめられたりとはいいませんが、方向性が変わったりいろいろするものでございます。この2025年問題が過ぎた後には、また大きく議論が変わるやろうと私は思っております。世代間の状況により、また生活の状況により対応の仕方はしていかないといけない、総合的な対応の仕方を考えていかないといけないと思っております。

議員がおっしゃっているように、福祉というのは、これからその地域の一番の中心なんです。私は行政サービスであると感じております。当然のことながら、その部門への人員配置等は厚くしていくべきやと感じております。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 市長、ありがとうございます。市長が今、重度介護に至って地域で何ができていくかというように非常に一番大変な重いところを指して言っていたと思うんですけども、今

の段階で葛城市が今そこを目指せというてるようなことを私が言っているわけではないんです。あくまでもこの入り口というのは、まず、みんなが病気にならないような生活習慣病に対する意識の向上、それから、それに差しかかった人が少しでも回復し、自立していく方向、その今言っている地域包括システムの中の対象者というのは、最終的には重度介護までいくと思うんですけども、そこを余り意識されるというようなことは、私自身もそれは大変だということとはよくわかっております。そうではなくて、今、この入り口に差しかかった総合事業に展開していくということが、これから地域の皆さんにもお世話をかけないといけない、このことに対しては、市長は非常にこの姿勢というのは評価させていただきます。皆さんによりしくお願いしますと言っているということについては、地域の奉仕精神がなければなかなか生活支援を組み立てていくことはできない。これについては、もう当然、私たちも地域と一体になってやっていかなければならないこととございます。

行政がやらなければならない方向というのは、今、その入り口の部分をまずやっていきたいと思いますということが今回の総合事業の入り口であるというふうに私は思っておりますので、この介護保険の制度がどうかこうとかという、今現状、2025年を目指してそうやっていかなければ財源は確保していけないですよと、少しでもお世話にならない工夫をやっていかなければいけないのがこの地域包括ケアシステムの考え方であるということは、皆さんこれからも重々理解していただいて、それをどうしていくのかということ私を今回の質問で言わせていただいておりますので、重度介護の人を地域で支えるということについて、できる、できないという議論ではないのです。

これから高齢化というのは加速いたします。介護需要がふえていくことは間違いないのですから、まず人材の確保をしていただいて、全て人材確保をたっぷりとやれるということはないんです。そこをどういうふうにコーディネートしていくのかという、そういったリーダーシップを市はこれからやっていっていただきたいと、これが私の今回一番言わせていただきたいポイントとございます。どうかこの地域包括ケアシステムがうまく乗っていただけるような体制を市長は福祉優先という考え方の中でぜひ進めていっていただく努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、2番目の質問に入らせていただきます。余り時間がないんですけれども、葛城市における保育士の確保でございます。平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度の中で、保育士確保プランという必要とされる保育士の確保のために働く職場の環境改善というものを強力に進める施策が策定されました。葛城市においては、保育士プランの中の保育士の確保に向けてどのような努力をしておられるのかをお尋ねいたします。

西井議長 岡保健福祉部理事。

岡 保健福祉部理事 保健福祉部の岡でございます。よろしくお願いいたします。ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

保育士確保プランにつきましては、厚生労働省が平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度における必要となる保育士の確保のために、都道府県及び市町村における保育士確保対策を推進することが重要であることから、必要である保育士が確保できるよう、国、

都道府県、市町村等において人材育成、就業継続支援、再就職支援、働く職場の環境改善等の施策を強力に推進することを目的として策定されました。葛城市の現状といたしましては、入所児童、また支援が必要な児童が年々増加しており、正職員の保育士で対応できないためアルバイトを配置しております。アルバイト保育士の確保につきましては、市のアルバイト登録により、またハローワークの求人により対応しておりますが、困難な状況は続いております。

次に、葛城市としての取り組みといたしましては、県において待機児童の解消を図るため、県内保育所における保育士の就労支援を目的として、平成26年7月に奈良県保育士人材バンクを開設し、潜在保育士等の再就職等を支援しています。葛城市といたしましても、求人登録をして利用し、対応しているところでございます。また、子育て経験を生かした再就職再チャレンジ支援のため、保育士資格の取得を目指す方に、応援するための講座と保育所実習体験を実施する事業として、子育て助成の保育士資格取得チャレンジ支援事業を県が実施し、葛城市在住の7名が参加され、現在1名が保育士として勤務していただいております。

また、保育士の定着を支援することについては、経験を生かして保育の質を向上させるという観点からも重要な課題と思われれます。保育士が日々の保育にやりがいを感じ、将来を見通して働きたいと考えていくためには、専門性の向上とキャリア形成への支援、また、働きやすい環境づくりが必要と思われれます。保育士みずからによるキャリアパス構築を支援し、仕事に対するモチベーションの向上、ひいては保育士としての定着促進を図る目的として、県では奈良県保育士キャリア認定制度を実施しており、今年度も対象となる保育士が認定研修を受講して保育の質の向上に努めております。

以上です。

西井議長 米井企画部長。

米井企画部長 企画部の米井でございます。人事のほうの対応といたしましての回答でございます。

正職員である保育士につきましては、平成23年度以降、毎年採用を行ってきているところでございます。これは、退職による欠員の補充は当然のことながら、最低限クラス担任である保育士は正職員で賄うとの方針のもと、継続して徐々にでございますが増員は行ってきているところでございます。これによりまして、現在は主任保育士とクラス担任の保育士につきましては、ほぼ正職員で対応できているところでございます。これ以外に特別支援に対応するための保育士であるとか、長時間保育に対応するための保育士などは、これまでアルバイトで対応してきたところでございますが、近年の待機児童解消に向けた取り組みによりまして全国的な保育士不足の状態の中、アルバイトの確保が難しい状態となっており、アルバイトの継続勤務年数の限度としております3年が到来するというところで退職してもらおうと、保育所を運営するために必要な保育士が確保できない状態となるため、その後引き続き勤務願う場合は嘱託保育士として勤務をお願いし、その確保に努めているところでございます。

今後につきましては、将来に向けての入所園児数の動向や市職員全体の定員数、あるいは財政状況も勘案しながら正職員である保育士の採用を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 ありがとうございます。今のご答弁にありましたように、保育士の確保というのには相当ご努力をいただいているということをお大変評価させていただきます。特別支援とか長時間保育とかいう説明があり、また、一時保育の幅というのが広がったわけでございます。子ども・子育て新制度によって非常に保育環境がよくなった分、人材も職員もたくさん要するというような現状の中で、今、アルバイト職員で補充をしていただいている。このアルバイト職員さんが非常に確保が難しくなっていると言われましたけども、このアルバイトのことで今答弁の方にはなかったんですけども、3年間のアルバイトで勤続年数の期限が来たら、6カ月経過しないと再雇用ができないというようなアルバイトの規定という中で、今、アルバイトの皆さんに対して非常に緩和された措置として、嘱託保育士としてまた勤務願うということでございます。ただ、アルバイト職員さんは一体どのぐらいウエートを占めているのか、何人ぐらいいらっしゃるのかということと、あと、その職員さんが嘱託保育士になれる規定というのはどのような規定であって、アルバイトさんの期限が来たら、その対象になる方は一体どのぐらいいらっしゃるのか、そこをちょっとお答えいただきたいと思います。

西井議長 岡保健福祉部理事。

岡 保健福祉部理事 まず、アルバイト保育士の人数でございますが、公立保育所3園のアルバイト職員の配置人数ですが、通常保育、支援加配保育のアルバイト保育士は、磐城第一保育所が6名、磐城第二保育所21名、當麻第一保育所7名の計34名です。また、先ほど議員がおっしゃられました延長保育士でございますが、それは短時間のアルバイトになりますけど、磐城第一保育所が2名、磐城第二保育所3名、當麻第一保育所2名の計7名で、アルバイト職員は合計41名配置しております。

次に、アルバイト保育士の嘱託保育士になる規定ということでございますが、保育士等の専門職についての嘱託員任用基準がございます。その基準といたしましては、規定されておりますのが非常勤職員として良好な成績で3年間勤務していることと、また、当該職員をその職に任用しなければ職務の遂行に支障が生じる場合と規定されております。

最後に、期限が来たら対象になる保育士という嘱託保育士になる方は何人かというご質問でございますが、嘱託保育士として任用しているのが平成26年度からになっております。平成28年度現在では、嘱託保育士は12名配置しております。その中で12名のうち平成28年度新規に嘱託になった保育士は3名、あと9名は以前からの継続になっております。

以上です。

西井議長 川村君。

川村議員 41名もアルバイト保育士さんによって進められているという保育所現場というのは、本当に大変だなというふうに思わせていただいている中で、雇用期限が来たのにこれからどうしていくかと。今後、保育ニーズがふえて、保育士の増員もまたあるかもしれない。こんなことも予想して、その対策というのもまた考えていけないところなんですけども、今の現状でアルバイト職員さんの再雇用、期限が来たら嘱託になれる方もいらっしゃるけども、対象にならない方、その今言っている嘱託保育士12名の方、その方以外は短時間アルバイト

ということでございますので、結構な相当な人数がいらっしゃるわけでございますが、保育士さんの確保はなかなか難しいというふうに今おっしゃっておられましたけども、確かにちょっと雇用賃金の低さも、葛城市の場合は他市町村に流れていってしまうというような、そういった原因もあって保育士の確保に難航しているということかもしれないんですけども、アルバイト保育士さんの雇用もこれほど多く存在して戦力になりますので、できるだけ葛城市にとどまってもらいたいというところなんですけど、正職員さんばかりで保育士さんも多く採用したいところですが、市の財政状況も見ないといけませんので、これからどうしていかれるのかということも含めて、この処遇について阿古市長のご所見を伺いたいと思います。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 保育士さんのことについては、私は議会議員のときもいろいろ申し上げたんです。それで、その当時アルバイトの方もやはり多くて、どうするんですか、そういう身分が不安定な中で本当に保育現場を支えられるのかという話もして、その当時の市長からいい返事はいただけなかったんですけども、その理由の1つとしては、果たして公立の保育所がそのまま公立として存続するのかどうかの選択の時期もありましたし、もう一つは、葛城市の子どもたちの推移、今の現状はこうなんですけども、5年後、10年後はどうなるんですかというその推移をやはり見ていかないといけない。ですから、嘱託及び常勤、その当時、私は常勤でとってくれとは言ったんですけど、それをすると、実際にそういう人口構成の中で園児といいますが、対象の方が少なくなったときにその人員はどうするんですか、余剰人員にならないのですかというような議論もあったように思っております。

保育士の確保については、原課が非常に苦労していただいております。その中でアルバイトから今回嘱託に変えてくれということで何名かの方をそういう形にさせていただいております。それ以上に何ができるのかといったら非常に難しい。ハローワーク等にも募集をかけますけど、なかなか集まらない。今回、新採の方も保育士の資格を持った方を何名も採用はしてるんですけども、全体的なバランスの中で考えていかないとしようがないのかな、もう具体的に正直な話ですよ。ですから、おっしゃるように保育士さんでもアルバイトでやられてる、それを望まれる方も多分おられるのかなという気もしますし、全体的なバランスの中で人員確保を図っていかないといけない。原課は、人員確保については全力でやっていただいていると私は今感じております。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 市長、前向きなご答弁ありがとうございます。本当に現場は大変な状況です、子どもさんを毎日毎日見ていただく保育士さんの労力というのは、本当に私はいつも感謝しているわけですが、葛城市の保育環境がよくなる、やはりこれから待機児童がないということが一番の目標に掲げられて、専門職の確保というのは行政もこれから努力していただきたいと思っておりますし、雇用に向けての緩和した処置をぜひともこれからまた検討に入れていただきまして、確実に保育士がこの中で働いていただける保育環境をとっていただきたいと願って

おります。

そういうことで、私の一般質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございます。

西井議長 川村優子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時10分

再 開 午後2時00分

西井議長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

1番、山本英樹君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、山本英樹君。

山本議員 皆さん、こんにちは。日本維新の会、山本英樹でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

質問は2点でございます。1点目は、教育行政について。2点目は、葛城市総合病院の誘致について質問をさせていただきます。教育行政では、12月議会の一般質問での続き、教育バウチャー制度についてを行います。もう1点は、磐城幼稚園の問題について質問を行います。

これよりは質問席にて行いますので、よろしく願いいたします。

西井議長 山本君。

山本議員 まず初めに、平成28年12月議会の一般質問で、市長は、学力向上のために方策として教育バウチャー制度を含めていろいろなやり方があると思うので、どの方法がよいのか検討したいと答弁されていますが、その答えは出ましたか。また、出ていなければいつまでに検討されるのかを教えてください。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 12月議会に引き続いての一般質問内容でございます。教育バウチャー制度のご提言をいただいております。葛城市ではいろいろな教育の補助的なものとして取り組んでいるところなんですけども、総合的に判断する必要がございますので、まず1年間検討を行いたいと思います。ですから、1年後にその検討結果を伝えさせていただきます。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 では、市長、学力レベルの低い生徒については、学力を上げるための対策はございますか。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 義務教育のことをおっしゃってるんですね。ですから、小学校と中学校。学力レベルが低いという認識は、葛城市が特に全国的に低いのですとか、奈良県下で極端に低いという認識は持っておりません。義務教育の中で学力の何ていいますか、レベルというのを何を指すのかということでございますけども、基本的には義務教育の中で消化されるべき学力というのは、考える力、新たなものに対する取り組む姿勢で、自分で考える力の創造といいますか、それをつけていく作業やと思います。よく学力といいますと、例えば高校の入試の状況でありましたりとか、それを基準にされるのですけども、その基準において葛城市が決して劣ってい

るとは思っていませんし、ただ、一部、何ていいますか、義務教育の中でどうしてもついていきにくいとか、勉強がしにくい、ちょっとついていきにくいなというようなところにつきましては、例えば教育バウチャー制度ではなくてチューター制度ですとか、補助的な制度というのは葛城市でも持っております。義務教育というのはあくまで、何ていいますか、全ての子どもたちにそういう基礎的な能力と考える対応の力を養っていくということが一番大切かなと思っております。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 全体的な学力レベルを言うてるのではなしに、非常に最近では学力格差によって個人レベルで大きな大小の違いが出てると思います。そういった意味で学力の低い人たち、子ども、児童のためにはどういうことをやればいいのかということを私は聞いてるんです。前回の質問時に学校外教育バウチャーについてお話をさせていただきました。その中で、大阪市が実施している塾代助成事業をどう思われるのか、市長に質問したところ、大阪市の学力レベルはそんなに上ではないような感じでもなかったと理解しているとの答弁がありました。大阪市の塾代助成事業の実施状況を見ますと、事業の効果として、個人や才能を伸ばす機会の提供による学力、学習意欲が向上したと答えている生徒、保護者の割合は高く、成績がよくなったと答えた生徒の70%以上が定期テストの点数を上げており、成績も向上したことを実感しております。それに伴い学習意欲も向上したと多くの生徒、保護者が答えております。また、60%以上の保護者が、子どもの教育に役立つものへの支出をふやすことができたと答えております。

全国における学力レベルがどの位置にあるかを見るよりも、学力の低い生徒の学力が向上したということの評価すべきではないでしょうか。経済的理由により学力レベルが低い生徒には大きな効果が出ていると私は思っております。最低限自立できるだけの学力を身につけるよう教育を受けられる環境づくりは、行政の義務だと思います。私は、この学校外教育バウチャー制度を葛城市にも導入していただくことを強く望みます。大阪では塾代助成事業の実施状況と利用者のさまざまな意見や効果を書いてある資料を、今、教育長及び教育部長にお渡しをいたしました。ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

また、市長は、全ての市民が公平でなければならないと言われております。葛城市では、85歳以上の市民を対象にした敬老年金制度がございます。この年金制度は、市民にとって本当に公平であるのでしょうか。公平な葛城市をつくるなら、子育て世代のために敬老年金制度と同様に子育て年金制度をつくっていただくことが市民にとって公平な葛城市になると思っておりますが、この件も今後ぜひ検討していただきたいと思っております。

次に、磐城小学校附属幼稚園の問題について質問をいたします。この3月議会の平成28年度補正予算及び平成29年度一般会計予算に磐城小学校附属幼稚園の全面改築工事が計上されていませんが、事業は行わない予定ですか。部長、お願いします。

西井議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまの山本議員のご

質問にお答えさせていただきます。

磐城小学校附属幼稚園の改修についてでございます。本園の改修の原因の1つでもございます学童保育所、児童館の建設の兼ね合いもございますことから、児童館、学童保育所の建設を先行して行わせていただきまして、その後幼稚園の改修に取りかかりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 答弁ありがとうございます。児童館、学童保育所の建設を先行するとのことですが、当初の事業計画では幼稚園を先行し、児童館、学童保育所を建築する予定ではなかったのでしょうか。また、児童館、学童保育所の建築を先行するとありますが、3月議会にはこの事業の予算計上もされていません。予定では平成29年度、平成30年度にて磐城幼稚園の全面改築工事が完了し、平成30年度中には新しい園舎にて児童の安全が確保できるはずでしたが、今の予定では児童の安全確保がいつになるのか予定もつきません。はっきりとした計画は出ているのですか。答弁をお願いします。

西井議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 ただいまのご質問についてお答えいたします。磐城小学校附属幼稚園の改修工事につきましては、これまで平成29年度と平成30年度の2カ年にわたっての建築計画をいたしておりました。今後の予定についてでございますが、先ほど申し上げましたように、児童館、学童保育所の建設を先行して行わせていただきまして、引き続き幼稚園の改修に取りかかりたいと考えております。それまでの間は建築内容等について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 しっかりとした確実な予定は立っていないということで解釈をさせていただいてよろしいでしょうか。

次に、磐城小学校附属幼稚園の全面改築工事について、これまでの経緯を詳しく教えてください。特に耐震診断、建替え方針、建築設計、補助金申請について説明をお願いいたします。

西井議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 まず、耐震診断でございます。これにつきましては、平成25年度に昭和54年建築の鉄骨造でございます北園舎について実施をさせていただきました。その数値につきましてはI s値という非木造構造耐震指標であらわしますが、文部科学省におきましては、学校施設の耐震性能といたしましてI s値0.7以上で耐震性能を満たすとされております。耐震結果の数値につきましては、当園舎は0.11という結果でございます。この翌年、平成26年度におきまして、昭和12年ごろ建築され、昭和54年の移築でございます木造のリズム室棟について実施をさせていただきました。木造の耐震診断数値はI w値という木造構造耐震指標であらわしますが、こちらは1.1以上で耐震性能を満たすとされております。その数値につきましては

は、耐震結果でございますが、当園舎は0.09という結果でございます。これを受けまして、平成27年度に協議、検討を重ねました結果、全面改築工事を実施すべく平成28年1月に実施設計に着手いたしまして、平成28年11月に設計が完了したところでございます。

平成28年5月24日におきまして厚生文教常任委員会の協議会で建築内容等の計画を説明させていただき、その中で平成29年度、平成30年度の2カ年で建築をさせていただく計画である旨のご説明も申し上げさせていただきました。同時に平成29年度実施に向けまして、平成28年6月に国への補助要望を行いまして、さらに、平成28年8月に国の第2次補正に前倒し要望といたしまして同年10月に3,790万円の補助内定をいただき、最終の補助決定は平成29年2月16日にいただいております。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 ご答弁ありがとうございます。今、I s 値とかというのはちょっとわかりにくいので、昭和54年度の鉄骨造の北園舎についてI s 値が0.7以上で耐震性能を満たすところを、この建物に関しては0.11、要は6分の1しかない、本当に非常に危ない建物であると理解しておりますが、さらに、木造のリズム室につきましては、I w 値1.1で耐震性能を満たすところ、こちらの建物は0.09、12分の1、本当に壊れやすい建物であるというのがこの数値からも理解することになります。耐震診断をわかりやすく例を挙げて説明すると、阪神大震災レベルの地震が起これば、磐城小学校附属幼稚園は倒壊、または崩壊する確率がかなり高いということになります。建替え方針については平成27年度に協議、検討を重ねてとありますが、当時、阿古市長は、磐城小学校附属幼稚園の全面改修工事の件は知らなかったのですか。市長、お願いします。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 私は、その当時は厚生文教委員ではございませんで、これは協議会という形で5月24日に開かれました。ですから、委員の皆さん方は委員会ではなくて協議会の席でどういう説明をお聞きになったのかは私自身は存じ上げません。ですから、市長になってから初めてその事実といいますか、それと設計図面を見させていただきました。その中でお聞きしたのは、まず児童館の建替えをしないと幼稚園の建替えはできないということでありました。といいますのが、今言っているリズム室の建物は、真ん中で仕切られており、西側が常設で使われている学童保育室、東側が幼稚園のリズム室として使用されているので、常設にお使いになっている人たちのまず安全を確保すべきやということで、学童保育の方はもういち早くやるよという指示をいたしました。

それと、初めてその時点でその話をお聞きしましたので、図面を確認させていただきました。そういたしますと、今現在の園舎を全て壊す計画であり、なおかつ運動場を全て使った中での建替えであるということを確認いたしました。それと、なおかつ2階建ての建物であるということを確認いたしました。そうしますとかなり疑問点が出てきました。今のこの設計図面等の説明も議員時代には全く受けたことがありませんし、多分、議会の皆さん方も報告を受けたことがないと思います。その中で図面を確認しますと、まず、幼稚園については

やはり平屋であるということが大切であるかなという認識をしております。2階建ての建物にすると、当然のことながら、何十年間たてば2階の底面が崩れ落ちる可能性もありますし、全国を見ましても幼稚園の建物は平屋である場合が非常に多いです。園児たちが階段を上るといった危険な作業を伴わないような建て方の必要性を感じておりましたし、なおかつ一番心配になったのが、2年間運動場がないということなんです。フェンスで運動場がずっと囲まれてしまって、日も当たらない状況で2年間、園児たちをその工事の最中つき合わさなくては行けない。それではなくて、何年前かに新庄附属幼稚園の建替え工事をしておりますが、その当時は東側の土地を拡大し利用させていただくことによって、中庭での園児たちのある程度の運動広場もしくはフェンスで囲うことなく日照も確保できた中での建替え工事でありました。でも、今回の工事は全く聞いていなかった上に非常に劣悪な状況で園児たちを過ごさせることになる。例えば、年少の方が入られたら、2年間は日の当たらないところで、外部がフェンスの状態、なおかつ外へ出る、運動するに当たっては、わざわざ磐城小学校の運動場に行く必要がある。そのような環境の中で2年間の園児たちの環境を与えるということは非常に問題が大きい。ですから、抜本的な見直しをするように指図したのでございます。

子どもたちの安全を守るということは非常に大切な作業です。ですから必ずやります。ほぼ建替えの費用は6億円弱になりますが、市の財政からも決して楽な支出ではございませんが、磐城附属幼稚園にかかわらず、當麻小学校附属幼稚園のリズム室の建替え、なおかつ分野は変わりますが、磐城第一保育所並びに當麻第一保育所の計画的な、何ていいますか、耐震建替え作業を続けるためには、一旦検討し直す必要があるという判断に至って、今の磐城附属幼稚園の建替え作業は計画を抜本的に見直して、随時、各施設も含めた中で計画的な作業をするようにと指示したところでございます。

西井議長 山本君。

山本議員 まだまだちょっと質問があるので、簡単に簡潔にお答えいただきたいと思うので、この件は知ってたか知らないのかということです。市長は知らないという答弁をいただきましたけど、その答弁は本当に恥ずかしい答弁になると私は思います。なぜかといいますと、平成27年9月、12月と本会議の一般質問、また、平成27年12月14日には一般会計補正予算でペーパー上で出してるわけなんです。これに全く目を通していなかったのですか。そういうふうな解釈をされてもおかしくないのではないかなと思います。ちょっと時間がないので続けていきますけど、設計について平成28年1月に実施設計に着手、平成28年11月に完了とありますが、契約金額を教えてください。また、契約は全て完了しているのでしょうか。部長、お願いいたします。

西井議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 ただいまの設計についてでございます。この建築に係ります設計につきましては、平成28年1月に実施設計に着手させていただきまして、平成28年11月に完了しております。この契約金額につきましては2,052万円でございます。平成28年11月30日に業務が完了し、契約金は支払い済みでございます。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 そうしたら、この事業は今の以上のことから、既に執行されているということと考えさせてもらってよろしいんですね。設計も委託してお金も全て払い込んだということで、そのような解釈をさせていただきます。

続きまして、補助金についても磐城小学校附属幼稚園の全面改築工事を平成29年度実施に向けて国に補助要望を行い、平成29年2月16日に3,790万円の交付決定を受けていますが、磐城小学校附属幼稚園の全面改築工事を先送りすることによって設計料の2,052万円、補助金の3,790万円は無駄になってしまうのではないのでしょうか。また、この設計料の2,052万円は誰が支払うのですか。そして、補助金は次回も確実に確保すると約束することはできるのでしょうか。部長、お願いいたします。

西井議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 先ほど申し上げましたように、今後の建築内容等の見直しをさせていただいた中で、工事費の削減を図ってまいります。それとともに補助金につきましても確保に努めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 ちょっと私が聞いている答弁と大きな違いがあるかもしれないですけど、もう少し明快な答弁をお願いしたいと思います。

次に、もちろん努力をするのは当然であって、補助金の確保ができる確約が今ここでできないのでしょうか。もし本来予定されている補助金を確保できなければ、これはまた市民の税金から支払うことになるのでしょうか。いかがですか。

西井議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 補助金の確保については、最大限努力させていただく所存でございます。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 しっかり頑張ってくださいと思います。

次に、設計の見直しによる経費節減とありますが、当初の設計料の2,052万円を無駄にして、一から更に設計料を約2,000万円支払い、更に補助金3,790万円も見送り、次の補助金の確約ができなくなれば、合計で設計料の1回分約2,000万円と補助金の確約ができない予定額4,000万円、こちらは市民が負担する可能性があるということで上げさせていただきます。合わせて6,000万円を無駄にするということになりますが、この6,000万円を捨てて更に経費を節減すると答弁をされていますが、具体的にどんなプランが出ているのですか。また、今回のプランもプロの設計士が関係者や意見交換、そしてアイデアを出して行っているはずだと私は思いますが、いかがでしょうか。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 お答えいたします。まず、おっしゃっていた、私が全く幼稚園の建替え等について聞いていないということは申し上げた記憶はございません。12月にたしか朝岡議員が一般質問され

たのも存じ上げておりますし、それ以降の経緯も存じ上げておりますが、例えば、聞いているのは、今回の建替えの詳細について私は聞いていないと申し上げたんです。当然のことながら、その担当の委員会ではございませんでしたから、協議会みたいな雑談の会の中で発表された内容を存じ上げる必要はありませんでしたし、それと、その図面内容、なおかつ工期の状況につきまして……。

西井議長 市長、先ほどの質問に対する答弁を求めます。

阿古市長 続けて答えていきます。その内容の詳細について存じ上げなかった。ですから、設計図が2階建てであるとか、運動場を全て使って閉鎖された中で2年間園児たちがそういう状況に置かれるとか、そういうことを存じ上げなかったということなんです。ですから今回、抜本的な見直しをするに当たって、当然のことながら、前回どこの設計会社が設計されたのか知りませんが、その設計内容自身を、当然その2年間、園児たちが遊べるような広場の確保をした中で、なおかつ1階建てに、なおかつ園児たちの部屋から直接運動場に出れるような設計内容に変えるべきだと。今の設計内容では、園児たちは直接運動場に出ることができない建物になっております。ですから、そういう変更を含めて見直さないといけない。幼稚園は当然のことながら、30年、50年とそのまま使うものですから、一時的に急いだ中で設計をやって、間違っただけとは言いませんが、劣悪な環境の中で2年間過ごさせて、なおかつ環境としてはふさわしくない図面であるという判断もありますので、見直しを指示したところでございます。2,052万円の設計料は無駄になりますが、議会に対して全く説明がなくて、近隣の住民の方にも全く説明がなくて、保護者の方にも全く説明がなくて、短期間に理事者サイドだけでつくられて議会にも報告がない。そんな内容をもって執行するということは、私は許されるべきではないと思います。

補助金につきましては、建替えの補助と、あとクーラーの設置の補助、両方合わせて3,700万円ついているように聞いております。ただ、それは、その時期にまた申請を行いまして、最大限確保させていただきます。必ず中学校のクーラーのようなあんな不適切な手続をするのではなくて、ちゃんとしたルールに基づいて私が申請を行います。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 1階建てでなければいけないという法的根拠は、市長、どこにあるのですか。2階建ての幼稚園もたくさんあります。どうして1階建てじゃないとだめなんですか。法的根拠を教えてください。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 子どもたちが階段を上るときに非常に危険なんです。ですから、私はずっと通ってきた保育所もそうですし、近隣を見ますと割合と面積のちゃんと確保できたところでは平屋で建っている施設が非常に多うございます。それは、確かに2階建てにしたから、それは法律的にだめやというのではないんです。ただ、小さい子どもたちが階段を上る、そういう危険な作業、もしくはその階段をおりるときの危険な作業を考えますと、やはり1階であるべきやと私は感じております。それと、やはり問題なのは、2年間の工事期間の劣悪な環境、それと、

園舎から直接運動場に出れない設計図面であるということを考えますと、やはり見直した中で、早い段階での建替え作業に移っていききたいなと思っております。

以上でございます。

西井議長 傍聴人に申し上げます。静粛をお願いいたします。傍聴人は議事についての可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛をお願いいたします。

山本君。

山本議員 私は平屋の建物よりも今すぐやらないといけないことがあると思います。要は、いつ起こるかわからない南海トラフ大地震、これ、市長はいつ起こるか予測ができてるんですか。今、この耐震不適格の園舎、またリズム室が先送りになるということは、平屋につくり直すという期間を定めて、この期間はどれだけ先送りになるんですか。私は今、耐震不適格になっている園舎及びリズム室の1日も早い、建替えが何よりも必要やと思っております。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 磐城小学校附属幼稚園の園舎というのは、当然、阪神大震災が起こったときにも建っておりますし、それ以降もずっと建っております。本来、学校関係の、教育関係の耐震事業というのは、ほかの一般質問でもあったんですけども、合併するに当たって最優先しようという形で耐震作業を進めてきました。その中で平屋の部分については、合併の新市建設計画の中には織り込まれておりませんでした。それが2011年3月11日東日本大震災の中で、その時点で見直す作業を本来はすべきであったと思っております。危険のリスクは常にございました。その中でこれがいつ起こるんですかと言われると、既に起こっていたかもわからない、これからいつ起こるのかもわからないという危険性はありますが、リスクとしては同じであると感じております。ただ、私は申し上げていますように、子どもたちに関する施設は、私は全部耐震化をやりたいんです。その中において、やはり年次的な計画をもってやらないと、磐城小学校附属幼稚園だけやりました、あとはもうできませんということにならないように、まず年次的な計画をもってやっていきたいと思っております。児童館の建替え等が終わりましたら、次はいち早く幼稚園の建替え作業に入ってまいります。それが例えばあした起こった、この工事期間に起こったらどうするんですかと逆に質問することは私はできないのでしょうから、そういうことは申し上げませんが、できるだけ短期間にその作業に移りたいと考えております。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 次に、小学校5校の空調工事について質問をいたします。この件は、昨年磐城幼稚園の全面改築工事と同時に平成28年6月以降に国の補助金要望を行い、交付決定も決まり、この3月議会の平成28年度補正予算に計上されていますね。部長、お答えください。

西井議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 小学校5校の空調工事につきましては、この3月議会におきまして平成28年度補正予算として計上させていただいております。

以上です。

西井議長 山本君。

山本議員 ありがとうございます。小学校5校の空調工事同様に、磐城幼稚園の全面改築工事の件が、例えば、この3月議会にて補正予算を計上することができれば、補助金はもちろん確保することはできるのですね。部長、お願いします。

西井議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 小学校5校の空調予算を3月議会に上げさせていただいておりますように、磐城小学校附属幼稚園の考え方も小学校5校と同様の考え方でございます。
以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 以上のことを踏まえて、市長に再度質問をいたします。磐城小学校附属幼稚園の全面改築工事がなぜ先送りされたのか、詳しく説明してください。短くお願いします。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 先ほどから申し上げていますように、抜本的な設計図面の変更が必要になったからでございます。クーラーにつきましては、実は議会には全くかかっておりません。今議会が初めてかかる案件でございます。これから多分おっしゃるのでしょうから、またそのときに答弁する機会があると思いますが、クーラーだけを先んじたというわけではございません。設計図を変更しないでいけるものは、競争原理を働かせた中で事業執行ができるという確信を持って、クーラーの方は本3月議会に補正予算の計上をさせていただいたところでございます。ただ、おかしいなと思うのは、まるっきり私たちは議員のときには聞かされていなかったことが急遽選挙という中で上がってきて、まだ1度も議会にかかってない案件がこのようにして行政内部の中で行われてきたということは、私は非常に不自然であるし、市民に対して不親切であると思います。同様のことが私は磐城小学校附属幼稚園の建替えの事象の中で感じておることでございます。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 次に進みます。市長の公約の中に、地球環境に優しい葛城市、災害に強い葛城市を目指すとありますが、これは、私は今、優先順位としては、クーラー、耐震どちらを先かということになれば、やはり人の命にかかわる磐城小学校附属幼稚園の方が先にすべきだと思いますが、市長の公約には、これは全く真逆のことを実行しているように私は思えます。吉村部長に先ほどから聞いた質問と重複する部分もあるかもしれませんが、市長は常日ごろ税金の無駄遣いを掲げております。先送りすることになれば、設計料の2,052万円は、当然これは市民にとって大きな損失になると思うんですけど、この件についてはいかがですか。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 先ほども申し上げましたけども、私は磐城小学校附属幼稚園の建替えをやります。じゃあ、なぜクーラーを優先したのかという話なんですけど、クーラー自身、私は議員のときには全く議会の中では話は出ていませんでした。議員皆さんもお聞きになったことはなかったと思いますけども、抜本的な事業の見直しをしないで済む作業だったからです。クーラーを

つけるその作業において、確かにクーラーをつける費用については見直す必要があるであろうという認識を持っておりましたが、それは公平な入札をすることによって解決できる問題であるから、計画そのものを見直す必要がなかった。でも、今回おっしゃっている磐城小学校附属幼稚園の図面を見たときに、これは抜本的な計画見直しをするべきである。なおかつ工期の期間中、園児たちが劣悪な状況に置かれることを考えると見直す必要がある。なおかつ2階建てにするということの危険性、それと、2階建てにするということによって将来起こる、また耐震補強等の問題もございます。屋根が落ちてくると2階建ての床が落ちて、なおかつ上の屋根が落ちてくるという危険性を考えると、やはり平屋の中での事業変更が必要である。その作業がその短期間ではできない。その2,052万円が税金の無駄遣いやと言われるのやったら、私はもう少し丁寧な設計をすべきやっと思ひます。今その2,052万円を捨てることによって、将来何千万円という価値がある変更を持っていけるのであれば、私は決して無駄なものではない。強いて言えば、当初からそういう設計ではなかったものをつくるべきであったと私は感じています。

以上でございます。

西井議長 傍聴人の方ご静粛に。

山本君。

山本議員 財政上非常に厳しい状態であると答弁にありますが、市長、何度も言いますよ、私はまだあきらめてません。今、当初の計画であれば、平成30年度には新しい園舎ができ、安全が確保できる幼稚園ができてたわけなんです。市長、今、先送りにすることによって、これは一体いつできるのですか。年度でお答えすることができますか。遠い先ですか。もっともっと遠い先ですか。そこまで言うのであれば、はっきりと教えてください。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 私はできるだけ急いでやりますと言ってます。必ず建替えします。そんな先やと思ってません。常設的に幼稚園の建物の中で使っている児童館に通っている子どもたちの安全性をまず確保しないと建替え作業に移れませんので、そちらを先に優先します。それも同じ子どもたちです。その子どもたちの安全を確保して、次に、終わり次第、磐城小学校附属幼稚園並びに當麻小学校附属幼稚園並びに磐城第一、當麻第一保育所の年次的な建替え計画に移りたいと思います。その4つは少なくともほかの施設の耐震化に優先して、私はやるべきやという認識を持っております。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 そうしたら、これは財政的な問題ではないということですか。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 当然、財政って計画的にするものなのです。お金がなくて、それで建てられるわけと違いますから、せやからちゃんとした年次計画をもって建替えをしますと言っているわけです。行き当たりばったりでこれをやります、それで次やりますというような形では事業は進められないです。行政は全ての分野において計画を持っております。その中で優先すべき事業と

して、私は建替えを優先していきますと申し上げているんです。ですから、当然のことながら、耐震だけではありませんけども、耐震すべき施設というのは葛城市内にまだまだあるんです。せやけども、耐震化するに当たっては、今言ってる子どもたちの建替えに関する部門の建替えを優先してやっていきますと言ってるんです。そんなん5年先ですか、10年先ですかって、そんなことを申し上げてるのやないです。ただ言えるのは、財政に余裕がなくて建替えはできません。例えば、自分の家を耐震化しようとか家を買おうと思えば、当然のことながら収入を見てやりますよね。その中で補強がいいのかとかいろいろな形で考えていく作業というのはあるかもわかりませんが、必ずやります。できるだけ急いでやります。ただ、今言ってるように、磐城附属幼稚園の園舎の建替えに当たっては、抜本的に計画を見直さざるを得ない内容が詳細を聞いて初めて見えたということです。それを聞いたのが市長になってからだというのが非常に残念です。多分、保護者の皆さんも園舎の建替えという話はひょっとしたらうわさで聞いたかもわかりませんが、どんな内容ですかと言われたときに、どんな建物がどんな位置に、その建替える間の2年間に園児たちがどういう状況で過ごさないといけないのかという説明を全く行政はされてません。行政は手順を踏んでやるべきです。近隣の家の人たちにも園舎がこういう建て方になることによって、どういう日照的な影響が出るのかということも含めて保護者の皆様方にちゃんとした説明をして、手続をもってやるべきであると。今回の事業については、その手続が踏まれていなかった。ですから、抜本的な見直しをせざるを得なかった。そういう状況の設計内容でございました。

以上でございます。

西井議長 傍聴人は静粛にしてください。

山本君。

山本議員 平成27年12月一般会計補正予算で設計の認定をしてるわけですか。これは行政が出してるわけでしょう。出したときに一々、幼稚園、近隣に説明に行くのですか。出さないでしょう。市長はそういうことばかり言ってますけど、そうしたらまた違うことを聞きます。市長は常に市民第一の市政づくりを掲げていますが、市民第一とは、具体的にどんなことですか。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 平成27年12月一般質問で朝岡議員がされました。そのことは存じ上げております。それ以降、設計の図面の話ですとかそういう打ち合わせの話というのは全く議会に対してなかった。ですから、非常に不適切な手続で進められてきたということを申し上げておきます。

それと、私は、市民第一というのは、やはりここに住んでる人を大切にする施策です。ですから、子どもたちもお年寄りも全ての人を対象に考えております。膨大な税金を使ってぜいたくな施設をつくることは私は市民第一だとは思っていませんので、当然、市民にとって大切な部分、心の部分で厚くしていきたい。実際の作業としては、いろんな団体での手厚くしたものととか、生活に面した部分に予算配分を振り分けていきたいという考え方でございます。ハード事業が全て悪いとは言いません。でも余り必要のない事業はやるつもりは全くございません。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 私も市長の市民第一という言葉は、非常に共感する部分もあります。私は、市民第一とは、まずは市民の安全・安心から始めるべきだと思っております。市民第一の市政づくりを実行するならば、やはり耐震問題の解決を優先して、市民が安全・安心の中で暮らせるまちづくりを優先してつくっていただきたい。市長は、今この耐震不適合の園舎及びリズム室に通う児童及び保護者の気持ちになって考えたことはございますか。あす起こるかもしれない、仮に1カ月後起こるかもしれないわけなんです。本来決まっている事業をそのままやっていたら、くどいようですけど、30年度には安心が得られるわけなんです。市民第一であれば、私は何よりもここの安心・安全を第一に市政づくりをやっていただきたいと思っております。

続きまして、奈良県保健医療計画について質問をいたします。葛城市には入院設備のある病院がございません。市民にとって安心できる大きな病院が必要ではないでしょうか。奈良県12市の中でも総合病院がないのは葛城市だけです。奈良県保健医療計画について詳しく説明をお願いいたします。水原部長、お願いいたします。

西井議長 水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 保健福祉部長の水原でございます。今の質問でございます。

奈良県保健医療計画についてでございます。地域医療におきましては、奈良県医療計画の趣旨にあります。趣旨に沿って奈良県地域医療構想を平成27年度に作成され、平成28年度より施行されております。これは、10年後の平成37年度の医療需要を推計し、必要な病床数、医療体制、必要な施策を盛り込み、医療体制の構築を定めているものでございます。地域医療構想とは、奈良県を奈良市、東和、中和、西和、南和保健医療機関の5つのブロックに分けております。その現状を医療提供体制を見直し、効率的な医療提供体制を構築するものであります。

病院の建設計画におきましては、奈良県地域医療構想や病院の開設等に関する指導要綱に基づき指導等を行われることになるわけですが、その中で葛城市が位置する中和地域といいますのは、大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、広陵町、高取町、明日香村の市町村でございます。その病床数は、平成27年度現在ですが、3,626の病床がございます。現在、計画において必要とされている病床数は3,023病床数でございます。また、平成37年度の計画におきましては3,403病床数が必要となっており、現状におきましては、計画よりも大幅に上回っておるということになるために、建設に関しては難しいと考えております。

現在、葛城市の近隣には大和高田市立病院、病床数でいいますと320、済生会御所病院190の病床数、奈良県立医大が849の病床数など、個人病院として平成記念病院で300床、秋津鴻池病院で121病床数、土庫病院で199、中井記念病院で80の病床数、吉本整形外科病院で57など、計2,118の病床数があり、数多くの総合病院、また病院があります。市内には多くの、また内科病院として13、歯科病院として19に外科、整形外科、眼科、耳鼻科、精神科及び平成27年度開業された小児科と身近に病院や医院があり、すぐに医療にかかれる環境にあるとされます。また、香芝市穴虫の中和幹線沿いに今年4月より医療法人藤井会香芝生喜病院が241床の総合病院といたしまして、年間1,000件の救急受け入れ体制のもとに開設されるわけ

でございます。昨年2月からはコミュニティバスによる大和高田市立病院への路線も利用されていることから、総合病院への利用拡大と考えられます。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 中和医療圏については、病院数が規定を満たしていることはわかりました。過去の奈良県医療保険計画で中和医療圏は市に病床が配置されておりましたが、葛城市は平成16年に新庄町と當麻町が合併して市として12年が経過いたしました。現在でも病床数は以前と変わりありません。人口比率から計算すると、葛城市では400の病床が必要だと言われております。中和医療圏での病院の移動は自由ということですので、今後、中和医療圏の病院の閉鎖や移動ということになった場合、すぐに対応ができる状況を整えておく必要があると思えます。病院誘致のための委員会の設置を早急をお願いしたいと思います。

もう少し時間があるので、ちょっと戻らせていただきますけど、先ほど市長は、幼稚園の問題で全く聞いてなかった、知らなかったということになったけど、私は今ここに、過去に平成27年9月9日の本議会一般質問、そして、平成27年12月11日本議会一般質問、平成27年12月14日一般会計補正予算、そして、平成28年3月16日の議事録がここにあります。ここにはその経緯が書いてるわけなんです。どのような形で考えて幼稚園を設計していくか。全く知らないというのは、ここに目を通していなかったのですか。私はまだ議員になって数カ月で厚生文教常任委員会に属してますけど、ほかの委員会にも勉強しに行っております。こうやって過去のことも見ることもできます。市長の先ほどの答弁、知らなかったというのは本当に恥ずかしい答弁でございます。しっかりここに書いておりますので、もう一度確認していただければと思いますので、何より市民第一ならば、この3月、もう一度補正予算の中にぜひ磐城幼稚園の建築を予定どおり執行していただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

西井議長 山本英樹君の発言を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時59分

再 開 午後3時10分

西井議長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

市長の方から申し出がありますので、阿古市長。

阿古市長 先ほどの山本議員の一般質問の中で、平成28年5月24日厚生文教協議会、私は正式な委員会ではないという意味で申し上げたのですが、その中で不適切な発言がありましたので、おわび申し上げます。

以上でございます。

西井議長 最後に、15番、白石栄一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

15番、白石栄一君。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。私の質問は、第1に、葛城市の

財政状況と今後の見通しについて、第2は、工事請負契約等に係る入札契約手続等について、第3は、自治体クラウドについてであります。

質問の詳細は、質問席にて一問一答方式で行ってまいります。

西井議長 白石君。

白石議員 まず、葛城市の財政状況と今後の見通しについて伺ってまいります。昨年12月定例会の一般質問においても葛城市の財政状況が取り上げられ、県内12市における本市の経常収支比率の順位や将来負担比率、実質収支などの財政指標が評価をされ、健全な財政状況にあるなどと至って楽観的な議論がなされております。私は、葛城市の財政状況は、合併12年間で財政基盤が強化されるはずが、むしろ悪化してきている。税収が減少する一方で財政需要が増大するなど厳しい財政状況に直面をしている、このように認識をしております。そこで、4つの視点から葛城市の一般会計を中心とした財政状況を検討、評価し、厳しい現状を喚起してまいりたい、このように考えます。

まず、全国から見た葛城市や奈良県市町村の財政状況についてであります。平成29年1月23日に奈良県市町村振興課が公表した報道資料、全国から見た平成27年度県内市町村の財政状況について、これに基づいて伺ってまいります。このような資料であります。本資料に集計されている葛城市の経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率、これらの県内12市、県内39市町村及び全国1,741市区町村における葛城市の順位はどうなっているか。さらに、奈良県市町村の平均の財政指標が47都道府県中どのような順位にあるか説明を求めます。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。ただいまのご質問でございます。

それでは、平成27年度決算におけます葛城市の財政状況につきまして、3つの指標をご説明させていただきたいと思ひます。まず初めに、財政構造の弾力性を示す経常収支比率についてでございます。平成27年度における葛城市の比率は90.6%、県内39市町村平均が93.5%、全国平均では90.0%でございます。県内順位で申し上げますと、良好の方より数えまして12市中3位、また、39市町村中18位、全国自治体順位では770市中では463位、さらに、1,741市町村中では1,284位、また、奈良県39市町村平均の全国ランキングにつきましては、47都道府県中44位という結果でございました。

続きまして、財政の健全化を示す指標といたしまして、実質公債費並びに将来負担比率がでございます。まず、財政規模に占める借金返済額の割合を示すところの実質公債費比率につきまして平成27年度の状況でございますが、葛城市は5.9%、県内市町村平均は10.5%、全国平均では7.4%ということでございます。県内順位を申し上げますと、良好な方から数えまして12市中2位、39市町村中では11位、全国自治体順位で申し上げますと1,741市町村中500位、また、奈良県市町村平均の全国ランキングにおきましては、47都道府県中38位でございました。

続きまして、財政規模に対して借入金などの負債の割合を示す指標として将来負担比率がでございます。平成27年度では葛城市は47.7%でございまして、県内市町村平均が84.1%、全

国平均では38.9%、早期健全化基準の350%を大きく下回っている状況でございます。県内順位を申し上げますと、良好から数えまして12市中2位、39市町村におきましては22位、全国順位では1,741団体中1,134位でございます。また、奈良県平均の全国ランキングにつきましては、47都道府県中39位といったような状況でございます。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 ただいま安川部長からご答弁をいただきました。ご説明のように奈良県内における順位においては、12市で経常収支比率で3位、実質公債費比率で2位、将来負担比率で2位と、こういうことでありますけれども、全国的な規模で見ますと、1,741市区町村のうち、経常収支比率では1,284位、実質公債費比率では500位、将来負担比率では1,134位であります。奈良県市町村平均の指数でそれぞれ44位、38位、39位、こういう状況であります。12市や奈良県内における順位を見て葛城市の財政は至って健全であるということでは、やはり私は不十分である。しっかりと全国の市区町村の動向を把握して、財政の健全化、行財政の改革にしっかりと取り組んでいくべきである、このようにまず指摘をしておきたい、このように思います。

さらに、経常収支比率について伺ってまいります。経常収支比率は、地方公共団体における財政構造の弾力性を見る上で最も重要な比率とされています。人件費や扶助費、公債費等のように容易に縮減することのできない経常経費に市税や普通交付税などを中心とする経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを測定する指標であります。市にあっては、80%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると考えられております。県の報道資料の県内各市町村の経常収支比率の健康診断表、8ページの資料6では、平成27年度の葛城市の経常収支比率90.6%をどのように評価されているか、また、当局はどのように受けとめておられるか、説明を求めます。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 今回の経常収支比率についての状況並びにその評価ということでお答えをさせていただきたいと思っております。まず今回、全国平均の90.0%を上回り、本市におきましては90.6%という状況でございましたが、この主な要因でございますが、経常一般財源の中で、まずは扶助費が前年より約1億1,800万円増額いたしまして8億150万円となっております。さらに、物件費が前年より1億700万円増額の15億300万円とそれぞれ増加したことによるものでございます。そういった主な内容でございますが、介護給付費では約2,240万円の増、さらに、生活扶助費では約2,530万円の増額、さらに、小児医療扶助や障がい者の訓練等給付費等が約1,300万円から1,400万円の増額となっておりますところでございます。それに加えまして給食センターの調理配送等業務委託で約6,380万円、公共バスの運行委託料で2,360万円と、こういった増額がその主な要因と考えておるところでございます。

これに対する評価についてでございますが、本市におきましては、合併当初の平成16年から平成18年度、平成27年度におきましては90%を超えており、一番高かったのが平成16年の92.8%でございました。逆に一番低かった状況につきましては、平成23年度の82.2%でござ

います。今回、経常収支比率が上昇しました要因につきましては先ほどご説明させていただいたとおりでございますが、平成27年度決算における診断結果で要治療として奈良県の判定が出ておるわけでございますが、毎年度その全国平均値を基準として判断されておりますので、その結果につきましては真摯に受けとめ、その原因を分析した上で、今後とも健全な財政状況に向けて努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 安川部長からご答弁をいただきました。経常収支比率が90.6%で90%を超え、健全化の評価において要治療という状況になってきたその要因について、扶助費や物件費の増嵩が大きな要因になっているという、このようなことでありました。葛城市は平成21年度、このときは87.3%でありましたが、この年以來6年間80%台をキープして、平成23年度には82.2%で全国770市区中40位となっていたときもございました。ここで平成27年度になって90.6%と全国平均90%以上となり、健康から要治療となり、かつ前年度よりも数値が上昇した県内2団体、葛城市、河合町の1つとなっているということでもあります。このことは部長の答弁のように事実として率直に受けとめて、改善に努めなければならない、このように思います。また、平成24年度から4年連続して単年度収支が赤字となり、平成27年度には実質単年度収支が4億2,800万円の赤字になっていることもつけ加えて、次の質問に移ってまいります。

合併後の市税及び地方交付税の推移についてであります。合併後の個人市民税や法人市民税などの市税収入及び国から交付される地方交付税の推移はどうなってきたか説明を求めます。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 ただいまのご質問で、合併後の市税収入並びに地方交付税の推移ということでお答えをさせていただきたいと思っております。まず、合併後の市税収入につきましては、平成17年度から平成18年度にかけて約43億円の税収がございました。平成19年度におきましては、市内法人の特別な伸びによりまして約49億円の税収となり、前年度と比較しまして市民税で約5億円程度の伸びとなったところでございます。平成20年度以降におきましては、平成19年度をピークに減少傾向が続いているところでございまして、平成27年度では約39億5,500万円余りとなったところでございます。

続きまして、地方交付税の推移についてでございますが、地方交付税には基準財政収入額と基準財政需要額の財源不足額から算出されます普通交付税と特殊な財政事情等に基づく特別交付税がございます。まず、特別交付税におきましては、平成17年度の約6億5,000万円をピークに平成22年度以降平均して約6億円の交付、さらに、平成27年度では約6億3,000万円の交付となったところでございます。一方、普通交付税でございますが、平成17年度から平成20年度にかけては、小泉政権における三位一体改革のもと約23億円から約24億円の交付額となっていた時期もございますが、平成21年度には自民党から民主党への政権交代という要因もあった中で、普通交付税の額が徐々にふえてきたところでございます。総額で見ると、合併後の平成17年度から平成20年度までは約30億円程度あった地方交付

税の総額が、平成24年度におきましては約40億円、さらに、平成27年度におきましては約42億円と増額推移しているものでございます。しかしながら、普通交付税におきましては平成26年度をもって合併算定替が終了し、平成27年度からは普通交付税の額が5年間段階的に縮減され、一本算定への縮減期間に入っている、こういった状況でございます。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 安川部長から市税や地方交付税の収入の推移についてご説明をいただきました。そのとおりであります。市税収入は、合併時の平成16年度の42億7,000万円から5年間毎年増加をして、平成19年には49億円に達しています。ところが、平成20年度以降は毎年減少して、平成27年度には39億5,000万円に落ち込んでおります。平成16年度より3億2,000万円、ピーク時の平成19年度より何と9億5,000万円も減少していることとなります。合併時に7億8,000万円あった法人市民税が平成27年度決算では2億7,000万円になっています。実に65%の減、5億1,000万円も落ち込んでいるわけでありまして。さらに、固定資産税の償却資産もピークだった平成22年の6億2,000万円から平成27年度には約半分の3億2,000万円に落ち込むなど、市内大手企業を初めとした事業者が長引く景気の低迷によって景気が悪化をしていること、これが主要な要因になっています。地域経済は依然として厳しい状況にあるということでもあります。部長からも説明がありました。平成16年度から小泉内閣による三位一体改革によって、全国の地方自治体財政が危機に陥った教訓があります。その教訓から、麻生内閣以来今日まで、地方交付税の特別加算などの地方財政対策が実施されてきたことによるものでございます。地方交付税は、合併当時の29億4,000万円から平成27年度には42億5,000万円、13億円もこの間の麻生政権以来の地方財政対策、経済対策によって大幅な増額になっているのであります。

葛城市の財政は合併後、自主財源である市税収入が大幅に減少する中で、国の財政対策によって減収を大幅に上回る地方交付税などの依存財源によって維持されてきたのであります。このことをしっかりと認識した財政や市政運営が強く求められていると考えます。

次に、基金あるいは財政調整基金現在高と今後の見込みについて伺ってまいります。平成27年度の基金の現在高、財政調整基金の現在高及び平成28年度決算における財政調整基金の見込み額並びに新市財政計画における基金残高とをお示しいただき、比較をしてまいりたい、このように思います。答弁を求めます。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 それでは、平成27年度末の基金残高の状況でございますが、一般会計ベースでは54億7,838万5,000円、また、普通会計ベースでは57億2,651万6,000円となっているところでございます。そのうち財政調整基金の現在高につきましては34億7,951万2,000円でございます。また、平成28年度の当初予算におきまして財政調整基金より12億9,500万円を繰り入れた中で予算編成を行い、12月補正後におけます財政調整基金の現計予算額につきましては14億2,866万6,000円となっております。また、今回3月議会をお願いをいたしております補正予算では、一部繰り戻した後は13億2,532万7,000円と見込んでいるところでございます。ま

た、平成26年12月にお示ししました財政計画との比較でございますが、決算についてはまだでございますので、現計予算ベースで平成28年度末の基金残高を比較いたしますと、財政計画におきましては42億500万円と見込んでおりましたが、平成29年の予算案の概要での平成28年度末基金残高におきましては44億3,776万3,000円といたしておきまして、この比較におきまして財政計画の42億500万円より約2億3,000万円余りが上回ったという状況でございます。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 安川部長からご答弁をいただきました。基金の現在高は、普通会計ベースで57億円余りとなっているということであります。財政調整基金の現在高については、平成27年度末で34億7,950万円ということであります。これは、これまでの最高額であります。財政調整基金は、地域振興基金や体力づくりセンター整備基金などの特定の目的のために設立された基金とは異なって、年度間の財源の不均衡の調整や計画的な財政運営を行うために積み立てられた基金でありまして、地方自治体の予算編成や財政運営にとって重要な財源であります。

そこで、財政調整基金に注目をして話を進めてまいりたいと思います。平成28年度の決算見込み額による取り崩しの額については、ちょっと控えをしてないわけですが、改めて先に聞いておきたいと思います。部長の答弁では、この3月定例会の補正において現計予算で13億2,500万円余りであると。これが決算においてはどの程度繰り戻しができるのか確かめておきたいと思います。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 平成28年度におけます、まず不用額の見込みにつきましては、具体的な額につきましては、これまた非常に見込みにくいところでございます。ただ、過去の実績で見ますと、一般会計予算におけます不用額の分につきましては、過去5年間の決算ベースで試算しておきまして、一般財源の不用額につきましては約4億9,000万円といった、あくまでこれは見込みでございますので、平均いたしますと約4億円台から5億円程度の不用額が出ると考えるところでございます。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 当然、不用額がなければ繰り戻しすることはできないわけで、ご答弁については理解をできることでありますけれども、現実に現計予算で13億2,500万円の繰り入れが現在想定されているわけです。不用額を予想してどれほど繰り戻しができるかというのは、財政当局としても見込みづらいということですね。明確なご答弁はないわけであります。それはもうやむを得ないことで、一定受け入れをしておきたいというふうに思います。不用額が4億円から5億円と申しましたけども、決算において繰り戻しがなかったとするならば、13億2,500万円は丸々取り崩されるということになります。そうしますと財政調整基金の残高は21億5,000万円程度となるわけであります。ところが、財政調整基金からの繰り入れは、平成21年度以降平成27年度までは当初予算で繰り入れられた基金は、決算時には全額繰り戻しをさ

れているんです。全額です。その上に一定額の、例えば、平成27年では858万円、平成26年度には7,700万円、平成25年度には3億5,900万円が新たに積み立てられてきた、こういう経緯があるわけなんです。ですから、私は、これまでのように大部分が繰り戻され、新たに基金に積み上げはできないけれども、繰り戻されるということを期待しているわけでありまして、部長は不用額が4億から5億と言いました。この予想からどの程度繰り戻しができるか、これについては本当にざくっとした見解でよろしいですから、お答えできるでしょうか。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 繰り戻しの見込みということでございますが、先ほど議員仰せのとおり、予算の現計上は約13億円の繰り入れを見込んでおるところでございますが、今回、先ほど申しました不用額を最終決算した中で、今度は平成29年度におきましてその余剰が出た場合という仮定になるわけでございますが、そうなれば一旦繰り入れた分の差額として13億円から4億円、5億円を差し引いた分は財政調整基金として繰り入れた中で運営をしていかなければならない、こういうふうにと考えると、ちょっと具体的には正確な数字というのは、また決算を迎えないと答弁しがたいところもございまして、その辺ご理解をよろしくお願い申し上げます。

西井議長 白石君。

白石議員 大変お答えをしにくいということでもありますけれども、不用額が4億円、5億円の予想から、一定の繰り戻しが可能だということでもあります。それらの予想をもとに計算をしてみますと、大体基金の取り崩しが8億円、9億円になるのではないかと、こういうふうに思うわけであります。そうしますと財政調整基金は26億円、あるいは25億円に減ると、こういうことになる、このように考えます。この点については正確な数字ではありません。部長の答弁と同じであります。

では、平成28年度の決算において財政調整基金が全額繰り戻されたと仮定をして、できないということなんですけれども、平成26年12月に変更された新市財政計画の基金の運用計画から話を進めてまいります。新市財政計画では、平成28年度から平成35年度までの8年間に取り崩される基金の合計額は28億4,200万円となっています。基本的にこの28億4,200万円は、平成27年度末の財政調整基金34億7,900万円から優先的に取り崩すこととなりますので、平成35年度の財政調整基金の残高は6億3,700万円程度に減少するということになります。財政計画では、平成35年度の基金残高は15億8,800万円となっています。財政調整基金以外の基金が9億5,000万円余りあるということではありますが、その中身について把握されているでしょうか。ご説明をいただきたいと思っております。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 平成26年12月策定時の財政計画で見込んでおりました平成27年度末基金残高の状況を申し上げますと、白石議員の申されました基金の取り崩し状況につきましては、財政計画上、財政調整基金以外の基金につきましても取り崩した上で予算編成をする計画となっております。その状況といった上でちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、平成27年度末の残高を申し上げますと、財政計画上におきましては財政調整基金残

高が28億4,900万円、主なものといたしまして地域振興基金が13億200万円で、残りの減債基金を初めとする公共施設整備基金、社会福祉振興基金、緑化基金、公営住宅基金、教育基金、体力づくりセンター整備基金、ふるさと創生基金、国営十津川紀の川二期事業費償還基金、霊苑整備基金、以上の10基金につきましては、合算して試算しておる状況で2億7,900万円といった状況でございました。これによる基金合計の残高といたしましては44億3,000万円でございます。

そこで、平成27年度決算と比較額で申し上げますと、財政調整基金残高が34億8,000万円、計画額より約6億3,000万円の増額、次に、地域振興基金では13億300万円で約200万円の増額、残り10基金の合計では約9億4,300万円で6億6,500万円の増額、基金合計残高といたしましては約57億2,600万円で、計画額より12億9,700万円の増額といった結果でございました。また、財政計画上の平成35年度末の各基金状況でございますが、財政調整基金残高が9億300万円、地域振興基金が6億8,300万円、残り10基金の合計で200万円、基金残高合計では15億8,800万円という状況でございますが、あくまで見込みとしてでございますが、この基金の増額見込みを最終年度である平成35年度に加算いたしますと、財政調整基金残高は約15億3,400万円に、また、地域振興基金では6億8,500万円と残りの10基金の合計では約6億800万円、こういった状況になる見込みでございます。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 部長から詳細にご答弁をいただきました。当然、基金の残高というのは財調や、あるいは減債基金、そして特定目的基金を合わせて計算をされている。しかし、ご承知のように特定目的基金というのは、当然、基金の繰替運用はできるわけでありまして、一定の期間が到来したときには約定の利息をつけて、その基金に返還をしなければならない、そういう基金でありまして、本当に年度間の財政調整や財源不足に使える、使えないことはないけれども利息をつけて返還をしなければならない、こういうものであるということを申し述べておきたいし、平成28年度の決算見込みからして8億円、9億円の財調の取り崩しが見込まれるということで、大変厳しい状況にあるということを申し添えておきたいと思っております。

次に移ってまいります。工事請負契約等に係る入札・契約の手続についてであります。まず、総合評価方式について伺ってまいります。総合評価方式は、入札価格と技術提案にかかわる評価を点数で評価し、その合計点数が最も高かった業者と契約をする方式となっております。本市においては平成19年度の霊苑事業以来、総合評価方式の簡易型が採用され、今日まで約40件の総合評価方式が実施されております。総合評価方式の特徴は、入札価格だけではなく入札参加者からの技術提案を点数で評価して、入札価格と技術評価点の合計点数が最も高かった業者と契約する方式であります。そこで大事なのが技術評価点の決定ということでありまして。総合評価方式を採用するに当たって、落札決定基準や技術提案に対する採否、評価をどのような手順、内容で行われているか伺いをいたします。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 それでは、総合評価方式により入札につきましてご説明を申し上げます。この方

式につきましては、事前に公表しております落札決定基準、これに基づきまして施工計画と企業の施工実績等の合計点を技術評価点として算出するものでございます。この総合評価方式の場合、入札の公平性を保つために外部の学識経験者に意見を伺うこととしており、本市の場合につきましては、学識経験者2名の方々にご意見を伺っておるところでございます。また、この総合評価方式に伴います事務の流れでございますが、まず最初に、本市の総合評価審査委員会におきまして担当課より落札者決定基準や仕様書等についての原案を提示し、その記載内容につきまして審議いたします。

次に、その落札者決定基準等につきまして協議しました内容を学識経験者に意見聴取に伺い、再度その結果を持ち帰り総合評価審査委員会で審査した後、落札者決定基準等を確定するものでございます。その決定いたしました内容によりまして、一般競争入札の公告あるいは指名競争入札における入札通知を行うわけでございますが、その上、各企業から提出をいただきました技術提案等の提出資料に基づきまして、総合評価審査委員会で審議をいたします。その審議内容を再度学識経験者に意見聴取し、それを持ち帰った上で再度総合評価審査委員会におきまして確認、検討した上で最終の評価点を決定いたします。こういった流れになっておるものでございます。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 安川部長から詳細にご答弁をいただきました。技術評価点の客観性、透明性を確保するために、県の学識経験者の意見聴取等によって技術評価点についてアドバイスを受け、決定をされてきている、こういう過程がわかりました。そこでお伺いをいたします。県の学識経験者の意見聴取により出された技術評価点を市の最終の審査委員会で変更されることがあるのでしょうか。あったとすれば、その回数をどれだけ把握されているか。また、直近2年間ににおけるその回数ほどの程度あったか把握されているでしょうか。ご答弁を求めます。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 本市の総合評価審査委員会で審議した評価内容につきましては、学識経験者からのご意見を参考に本市の評価点を見直すこともございますが、逆に評価内容によりましては、本市の現場の地理的状況や、あるいは工事内容に照らし合わせ、また過去の評価実績などを総合的に勘案の上、最終的に本市の総合評価審査委員会の中におきまして決定をするものでございます。また、平成19年度からこの総合評価方式による入札を実施しておるところでございますが、過去2年ということでございますが、平成26年並びに平成27年度で申し上げますと、総合評価一般方式あるいは指名競争によるものといたしまして、合計11件でございます。平成26年と平成27年の合計でございます。それで、そのうち本市が学識経験者の意見を得た上でそれを持ち帰った中で、本市がまたその見直しをしたケース、これが4件といったことでございます。

平成28年度、今年度は入札件数といたしましては7件でございます。そのうち見直したものにつきましては2件でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 平成26年、平成27年、平成28年度において18件の総合評価方式による入札が実施された。

そのうち6件が、学識経験者にお示しいただいた技術評価点を変更して評価し、落札者の決定をされているということでもあります。最近、予定価格、最低制限価格を事前公表している関係もありますけれども、業者は最低制限価格に入札額を統一してはりついている。そんな中でこの技術評価点によって落札業者が決定する、こういう状況になっています。このことが総合評価方式の客観性、競争性、透明性、公正性そのものを阻害するような状況になっているわけでもあります。私は、他の市町村の現状を聞いてみますと、学識経験者によって得られた総合評価点についてそのまま活用しているという市町村は、これはもう大多数であります。このぐらい総合評価点を市の総合評価審査委員会で変えているのは、これは異例と言わなければならないというふうに思います。このことを指摘しておきたい、このように思います。

次に、防災行政無線の随意契約、プロポーザルについてお伺いします。その具体的な例として、防災行政無線デジタル化整備工事に係るプロポーザルについて伺ってまいります。私は、10億円に及ぶ防災行政無線デジタル化整備工事に係るプロポーザルが2度にわたって中止される、こういう事態を受けて、本件の発注仕様書や設備機能要求確認表などの文書並びにCD-ROM、提案参加3社の質疑や回答などのやりとり、さらに、提案参加企業の辞退届等の開示請求を行いました。請求した全ての文書、CD等が開示され、手元にございます。徹底された情報公開を推進されている阿古市政の対応を歓迎し、評価するものであります。私はこれらの文書等から、なぜプロポーザルを2度も中断しなければならなかったか、どこに原因があったか明らかになると感じています。それは、公募期間の長短や近畿2府4県の募集要件にあるのではなく、まさに発注仕様書や設備機能要求確認表そのものにある、このように確信をしています。そこでお伺いします。このたびの仕様書や設備機能要求確認表等は、コンサルあるいは職員が策定したものであると思いますが、誰が、どこが策定したのか、まずお答えいただきたいと思います。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 今回の防災行政無線デジタル化整備事業でございますが、今回その仕様書等の作成に当たりましては、電子的な機器等多数含まれた内容となっておりますので、昨年度におきまして、委託業者ということで指名競争入札による入札で落札された業者と委託契約をしております。当然その仕様書の作成に当たりましては、コンサル会社に重きを置いて作成をお願いしておりますが、また最終確認的には担当課であります生活安全課職員等が中身の方も確認をさせていただいておる、こういった状況でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 安川部長の説明のように、コンサル、国際航業ですか、プロポーザル実施要綱や仕様書など一連の書類を作成した。それを最終的に職員がチェックをして完成させたものだということがあります。これは当然のことだというふうには思うのですが、この策定された仕様書や設備機能要求確認書等は、特定のメーカー色は全くないのか、あるいは今回意思表示された業者との利害関係は全くないのか、この点、説明を求めておきたいと思います。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 ただいまのご質問でございます。この仕様書作成に当たりましては、先ほども申し上げました企業等の方が作成したものでございますが、この作成に当たりましては、あえて特定のメーカーを意図してつくったものではなく、当然、既設メーカーといった意味では連携、つまりアナログ無線とデジタル無線の連携といった意味では、既存の仕様の確認という部分ではございますが、あえて利害関係のあるものではございません。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 部長からのご答弁、全くそういう関係にはない、こういう答弁であります。このたびのプロポーザルには、株式会社日立国際電気、日本電気、パナソニック3社が参加意向表明をして、仕様書等に対する質疑を行っているわけでありまして。その中で、日立はこの仕様書、あるいは設備機能要求確認表等に対してメーカー独自の信号の再現が必要なため、既設メーカーでなければ対応できません。また、特定メーカーの装置、特定の機能を想定しているように見受けられます。こう指摘をして、改善、検討を求めています。また、日本電気については、プロポーザルの実施要領において、実現できるのは既設納入業者に限られます。あるいは必要最低限の運用停止をご承認願います。このように質疑をしてるんです。しかし、葛城市の回答は、仕様書並びに設備機能要求確認表のとおりであるという答弁しかされていない、こういうことであります。では、この當麻庁舎の既設アナログ装置の設置者はどこのメーカーであるのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 パナソニックでございます。

以上でございます。

西井議長 白石君。時間が迫ってますので、よろしく申し上げます。

白石議員 パナソニックというお答えをいただきました。結果として、日立国際並びに日本電気は辞退をいたしました。この辞退届を見て私はびっくりしたんです。その辞退の理由の中でこう書いています。事実上、特定業者、既設業者に限定された発注仕様書及び設備機能要求確認表、質疑応答と判断せざるを得ません。よって、大変残念ですが、本事業には提案を辞退させていただきます。こういうことが書かれておりまして、さらに、旧設備から新設備への切り替え期間中の停止が一切認められず、既設業者しか実現できない発注仕様である。そして、これは當麻庁舎にありますけども、地区遠隔放送設備も子機も交換することなく継続して運用が行えることが、これは既設業者にしかできない発注仕様書であると、こういうふうに言っているんです。こんな辞退届をこういう理由をつけて出すというのは、まさに異例中の異例だというふうに私は思うわけでありまして。さらに、驚いたことが1つあります。開示請求をした中にこの発注仕様書や設備機能要求確認表が網羅されたCD-ROMがあります。そのCD-ROMの設備機能要求確認表の最後のページのファイルを開けてみますと、そこにはパナソニックの担当者として、このたびの仕様書等に係る質疑に参加をしているO. S.さん、この方の名前が、作成者の欄に同姓同名のO. S.さんの名前が記載をされている、こう

ということがわかってまいりました。

西井議長 あと1分しかありませんので。

白石議員 これはどのように考えればいいのか、私は理解に苦しんでいるわけでありますけども、この1点だけご答弁をいただきたいというふうに思います。辞退届とこの一件。

西井議長 副市長。時間がありませんので。

松山副市長 副市長の松山でございます。白石議員のご質問でございますが、現在、その事実確認、詳細についてこの場でお答えする材料を持ち合わせておりませんので、調査をさせていただきたいと存じます。お時間をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

西井議長 白石君。時間になってますので、もう簡単にお願ひします。

白石議員 松山副市長の方から調査をしていただくということでありますので、その調査を待ちたい、このように思います。これとあわせて、技術評価点についても評価をしていただくことを要請して、私の一般質問を終わります。

以上であります。ありがとうございました。

西井議長 白石栄一君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次の本会議は3月24日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願ひます。

なお、9日から16日までの間、各常任委員会、予算委員会がそれぞれ開催されますので、よろしく願ひいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後4時12分